

◇ はじめに

小郡市は、緑豊かな自然と風光明媚な農村風景に恵まれています。市の中心部を流れる宝満川は水量豊かに絶えまなく流れ、その両岸に広がる水田や畑地が、肥沃な大地と実りの豊かさを表わしています。その豊かな農地は、先人たちのたゆみない努力により、私たちの主食である米をはじめとする多彩な農産物を生産してきました。



農業及び農村は、農産物を生産し私たちの生命の源である食料を供給するだけではなく、多様な生物を育むとともに、水源のかん養、美しい景観や伝統文化の継承、国土保全への貢献など、人が人らしく生きるための豊かな人間性を育む土壤ともなっています。人々の価値観やライフスタイルが多様化している中でも、農村で農業が営まれることにより発揮される多面的機能の恩恵が、私たちに健康で豊かな生活をもたらしています。

しかしながら、食料・農業・農村を取り巻く状況は厳しさを増しています。農業従事者の高齢化や後継者不足が生じているだけでなく、社会構造やライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化や高度化、大規模な気候変動や農産物の輸入自由化などのグローバル化の進展が、農業経営を圧迫しています。また、国においては、過去50年近く続けてきた米の生産調整の見直しの検討に入るなど、これまでの食料・農業・農村の実態等が大きく変化しつつある中で、食料・農業・農村施策は大きな転換点を迎えていました。

本市は、「市民との協働によるまちづくり」を基本理念としています。安全・安心な食料や心和む農村風景、そしてそれらを生み出している農業を守っていくためには、農家だけでなく、市民や行政、関係団体等との協働により、持続的な発展を目指すことが重要です。

平成25年9月、本市の次世代を担う人々にも、農業が基幹産業として位置づけられるとともに、魅力あるまち・おごおりを引き継いでいくことができるよう「小郡市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。

この条例に掲げる目的と基本理念の実現をめざし基本的施策を計画的・具体的に推進していくために、このたび「小郡市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

この基本計画の推進においては、農業者や行政の努力のみならず、市民の皆様をはじめ農業団体及び食品産業に関わる全ての事業者の皆様方のご理解とご協力が必要不可欠です。今後とも市民の皆様との協働により、基本計画に基づく施策、事業の推進を図って参りますので、ご理解とお力添えを賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「小郡市食料・農業・農村政策審議会」の委員の皆様をはじめ、活発なご意見と貴重な提言をいただいた「明日の小郡の農業を考える会」の皆様、ご意見・ご協力をいただきました多くの市民の皆様並びに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

小郡市長 平安 正知

一 目 次 一

◆ 第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨と目的	2
第2節	計画の位置付け	5
第3節	計画の期間	5
第4節	対象とする地域	5

◆ 第2章 食料・農業・農村の現状と課題

第1節	本市の概況	8
(1)	位置・面積	8
(2)	地象	9
(3)	水象	10
(4)	気象	11
(5)	人口	12
(6)	産業	13
(7)	交通	16
(8)	土地利用	17
第2節	本市の食料・農業・農村の現状と課題	18
(1)	食料	18
(2)	農業	24
(3)	農村	32

◆ 第3章 目指す食料・農業・農村の姿

第1節	基本理念	38
第2節	目指す食料・農業・農村の姿	38
第3節	施策体系と施策の目標値	40
(1)	施策体系	40
(2)	施策の目標値	42

◆ 第4章 基本となる施策

第1節 地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現	48
(1) 地元農産物の信頼の確保	48
(2) 食育の推進、地域特有の食文化の発展と継承	49
(3) 地元産農産物の域内での流通及び消費の促進	51
第2節 多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展	52
(1) 多様な担い手の育成・確保	52
(2) 収益性の高い農業経営の確立、競争力のある産地の育成	54
(3) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保	56
(4) 環境保全型農業の推進と自然循環機能の維持	57
第3節 市民交流による田園都市・おごおりの推進	58
(1) 農業・農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進	58
(2) 多面的機能を発揮させる環境整備の推進	59
(3) 女性農業者の地位向上、男女共同参画社会の確立	60

◆ 第5章 施策の推進に向けて

第1節 各主体の役割	62
第2節 計画の推進体制	62
(1) 小郡市食料・農業・農村政策審議会	62
(2) 明日の小郡の農業を考える会	62
第3節 計画の進行管理	62

《資料編》

資料1 策定の経過	1
資料2 小郡市食料・農業・農村基本条例	2
資料3 小郡市食料・農業・農村政策審議会規則	5
資料4 小郡市食料・農業・農村政策審議会委員名簿	6
資料5 諮問書	7
資料6 答申書	8
資料7 明日の小郡の農業を考える会名簿	9
資料8 用語集	10

第 1 章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と目的

世界の食料需給は、人口の増加や途上国の経済発展による所得向上に伴う農産物等の需要増加に加え、バイオ燃料の需要増加、異常気象の頻発、水資源の制約による生産量の減少等の様々な要因によって、ひっ迫する可能性があります。

このような状況の中、EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)交渉や TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉、WTO 農業交渉などの農産物貿易交渉を行っていますが、我が国の農業の未来に少なからず影響を与えることが懸念されています。

こうした中、国においては、農政の基本指針である「食料・農業・農村基本法」を平成 11 年 7 月に制定し、この法律に基づいて平成 12 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」を策定しています。

この基本計画は、情勢変化等を踏まえ、概ね 5 年ごとに変更することとされており、平成 17 年 3 月、平成 22 年 3 月に見直しが行われ、現行の「食料・農業・農村基本計画」が策定されています。さらに平成 25 年 12 月には、農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定され、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し政策を展開することとして、プランにおいて示された基本的方向を踏まえ、基本計画の見直しの検討を始めています。

福岡県では、平成 13 年 7 月に「福岡県農業・農村振興条例※」を制定し、この条例に基づいて、平成 14 年 3 月に「福岡県農業振興基本計画」を策定しています。この基本計画は、平成 18 年 6 月及び平成 24 年 3 月に見直しが行われ、経営の安定・県民の力強い指示で県農業・農村を持続的に発展させることを目標に、次の 6 つの方向性のもと具体的な施策を展開することとしています。

- ア ブランド化を通じ県産農産物の競争力を高めます
- イ 多様な流通・消費に対応した生産、販売を推進します
- ウ 若者や女性が活躍する農業経営を推進します
- エ 県民とともに「ふくおかの農業」をつくります
- オ 女性の活躍、地域資源の活用で農業・農村を活性化します
- カ 災害に強い安全・安心な農業・農村をつくります

※「福岡県農業・農村振興条例」は、平成 26 年 12 月に農林水産業の振興施策を一体的に推進するために「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」が施行されたことにより、農業分野に特化されていた「福岡県農業・農村振興条例」は廃止されています。

また、「食料」の分野においては、平成25年3月に策定された「福岡県食育・地産地消推進計画」により、食育と地産地消の推進を図っています。

本市では、国・県の動向を受け、また本市の基幹産業が農業であり、重要な産業の一つとして、持続的な発展が望まれることから、平成25年9月に「小郡市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。

本計画は、市民、農業者、農業団体、事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにすることを目的とします。

基本計画の策定にあたっては、地域の中核的な農業の担い手や消費者の代表による自由な意見交換の場として「明日の小郡の農業を考える会」(以下「考える会」という。)を開催し、その中で小郡市の食料、農業、農村における現状や将来のあるべき姿、実効性のあるアイデアについて提言をいただきました。

また、条例前文の制定趣旨や条例に掲げる基本的施策、考える会の提言等を踏まえた上で、「小郡市食料・農業・農村政策審議会」で議論を重ね、策定しました。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」前文より

小郡市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、中央部の平坦地と、北東部の花立山から連なる台地及び北西部のなだらかな丘陵地からなっている。そのため営農条件に恵まれ、先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、豊かな農地をまもりながら、多種多様な農産物を生産してきた。

農業及び農村は、農産物を生産し、私たちの生命の源である食料を供給するばかりではなく、良好な景観の形成、水源のかん養、生態系の保全、洪水の防止等の多面的機能を有し、市民に健康で安全な生活環境を提供してきた。

しかしながら、近年の国際化や農産物の輸入自由化などの経済情勢、食の多様化や都市への一極集中などを背景として、農業従事者の減少や高齢化、食料の安全性への懸念など、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後の本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の域内での消費を促進することが必要である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定する。

小都市食料・農業・農村基本条例の体系

基本条例では、本市の食料・農業・農村のあるべき姿を基本理念として示すとともに、農業者・農業団体・市民・行政の責務や役割及び市が実施する基本的施策などを定めています。

目的

- 農業者の意欲の向上
- 食料・農業・農村に対する市民の理解促進
- 農業・農村の持続的発展及び市民の健康で豊かな生活の向上



基本理念

《食料》

- 安全で安心な農産物の生産と供給
- 地域で生産される農産物の域内での流通と消費の促進

- 食料に対する市民の信頼確保
- 食の重要性に対する理解の促進
- 地域特有の食文化の継承

《農業》

- 農業資源及び多様な担い手の確保

- 地域特性に応じた収益性の高い農業経営

《農村》

- 多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備、保全



市・農業者等の責務・市民等の役割

△△ 市の責務 △△

- 食料・農業・農村に関する総合的な施策の推進
- 食料・農業・農村基本計画の策定
- 食料・農業・農村政策審議会の設置・開催

△△ 農業者・農業団体の責務 △△

- 安全な食料の生産者であり、農村における地域づくりの主体であることの認識
- 地元産農産物の積極的消費
- 安全・安心な農産物の安定的な生産
- 効率的な農業生産による収益性の高い農業経営の確立
- 農村振興への主体的な取組

△△ 市民の役割 △△

- 食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解
- 地元産農産物の積極的利用と消費者への安全・安心な食料の供給

△△ 食品産業事業者の役割 △△

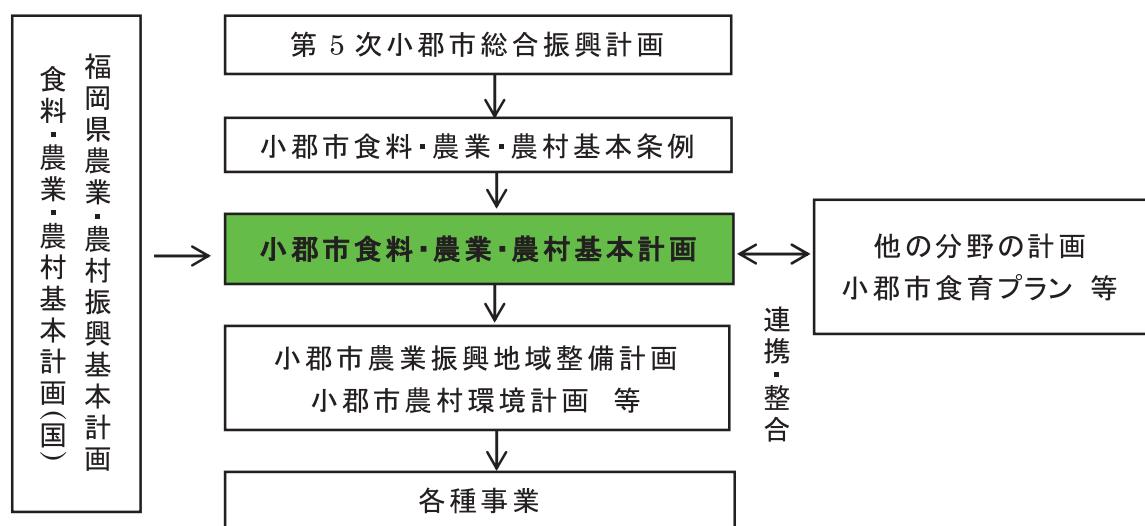
- 食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解
- 地元産農産物の積極的利用と消費者への安全・安心な食料の供給

第2節 計画の位置付け

本計画は、「小郡市食料・農業・農村基本条例」に規定された基本的施策を推進するもので、市の最上位計画である「第5次小郡市総合振興計画」の将来像である「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を実現するため、農業関係各施策や他の分野の計画等と連携し、食料・農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画です。

なお、本計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)に規定されている、地産地消促進計画も兼ねた内容としています。

■計画の位置付け



第3節 計画の期間

計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年次とする10年間とします。

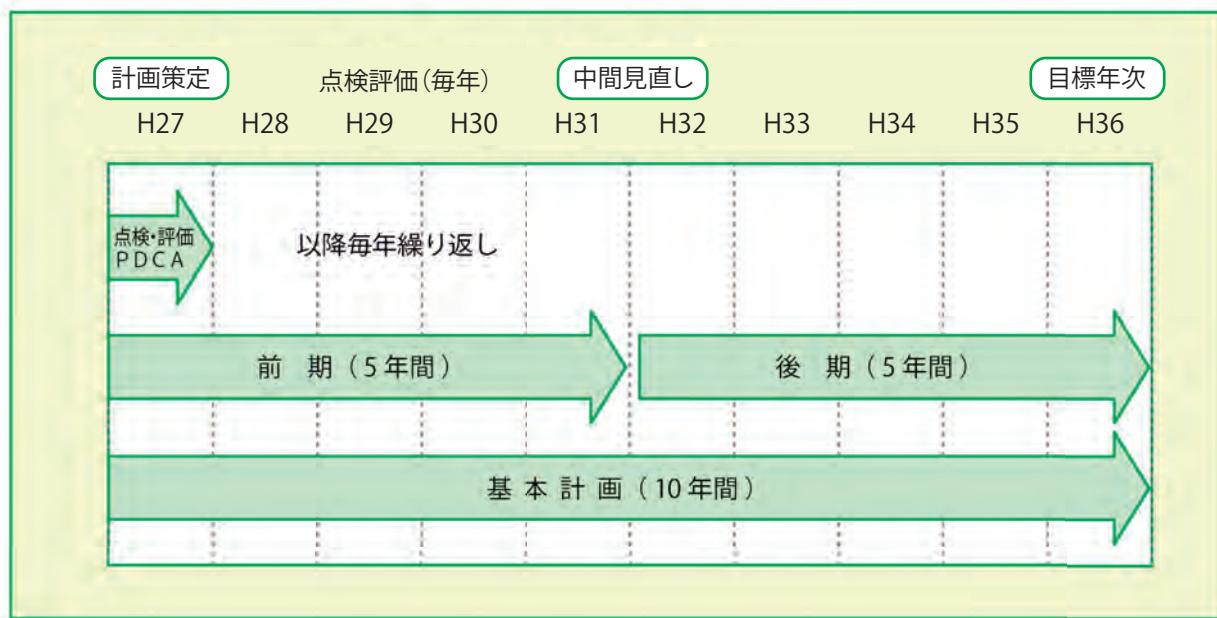
5年後の平成31年度には市民アンケート調査等、データの更新に基づく中間見直しを行いますが、第5章に示すPDCAサイクルによる毎年の進行管理によって、施策の調整等を行っていきます。

なお、食料・農業・農村を取り巻く諸々の情勢変化や予期しない社会経済状況の変化が生じた場合はこの限りではありませんが、計画期間の終了時には、全面的な改訂を行います。

第4節 対象とする地域

計画の対象地域は小郡市全域とします。

《計画推進のサイクル》



■花立山を望む田園風景



第2章

食料・農業・農村の現状と課題

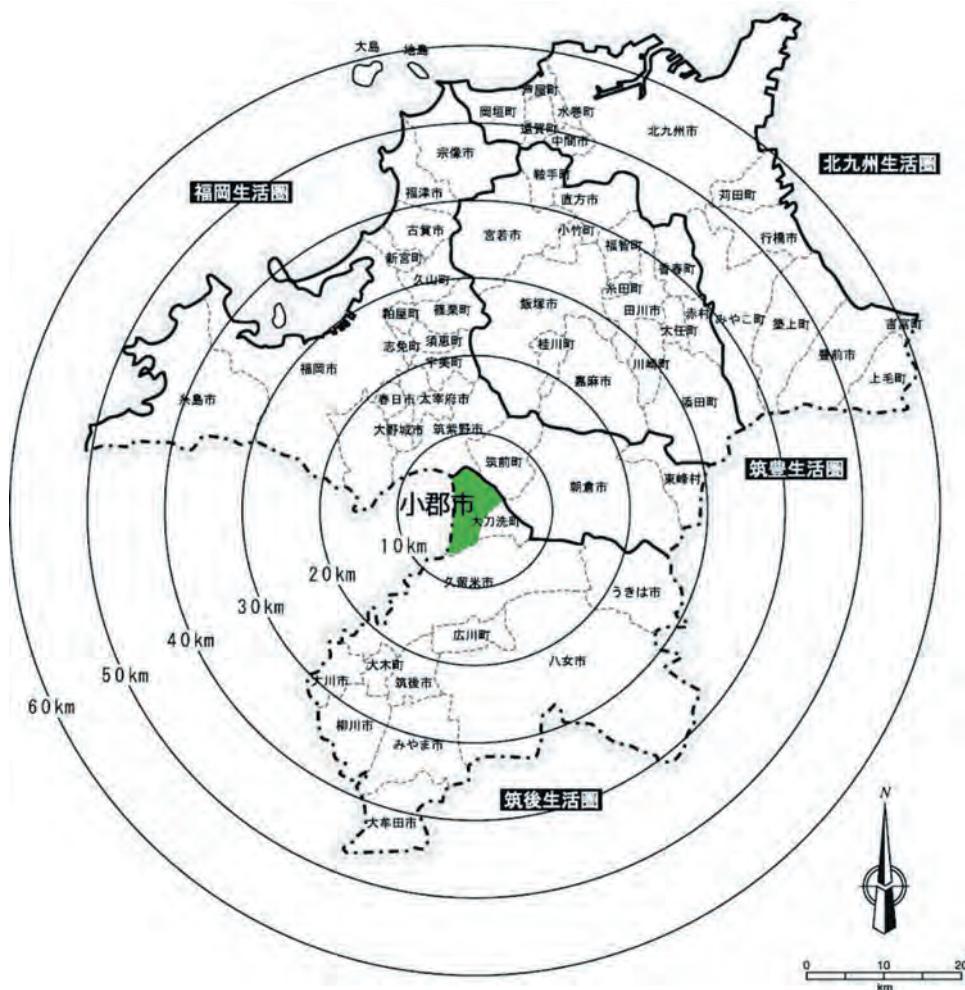
第2章 食料・農業・農村の現状と課題

第1節 本市の概況

(1) 位置・面積

本市は福岡県の南部、筑紫平野の北部、佐賀県との県境に位置し、南東は久留米市、大刀洗町、西は佐賀県鳥栖市、基山町、北東は筑紫野市、筑前町にそれぞれ接する東西 6km、南北 12km に亘る区域で、総面積は 45.5km² となっています。

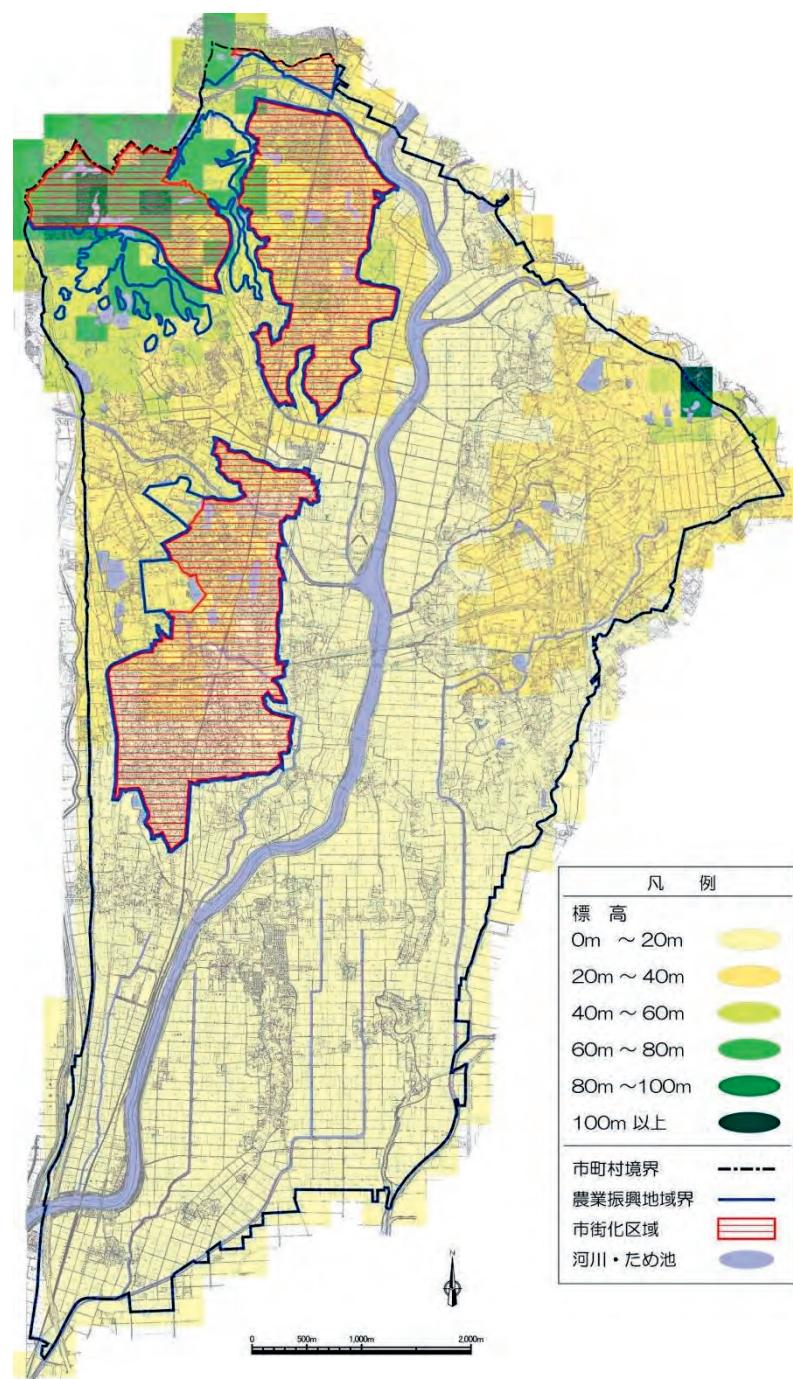
■小都市の位置



(2) 地象

地象は市を南北に貫流する宝満川の中央平坦地と東北台地及び西北丘陵地の3つに区分されます。東北台地には標高130.6mの花立山があり、洪積層からなる標高20m前後の台地部、沖積層の河川流域平坦地にかけては水稻作を中心に、鑑賞樹、畜産、花き園芸などの農産地帯となっています。西北丘陵地帯は、標高20mから90mのなだらかな丘陵が連なり、ため池が点在しています。

■地形



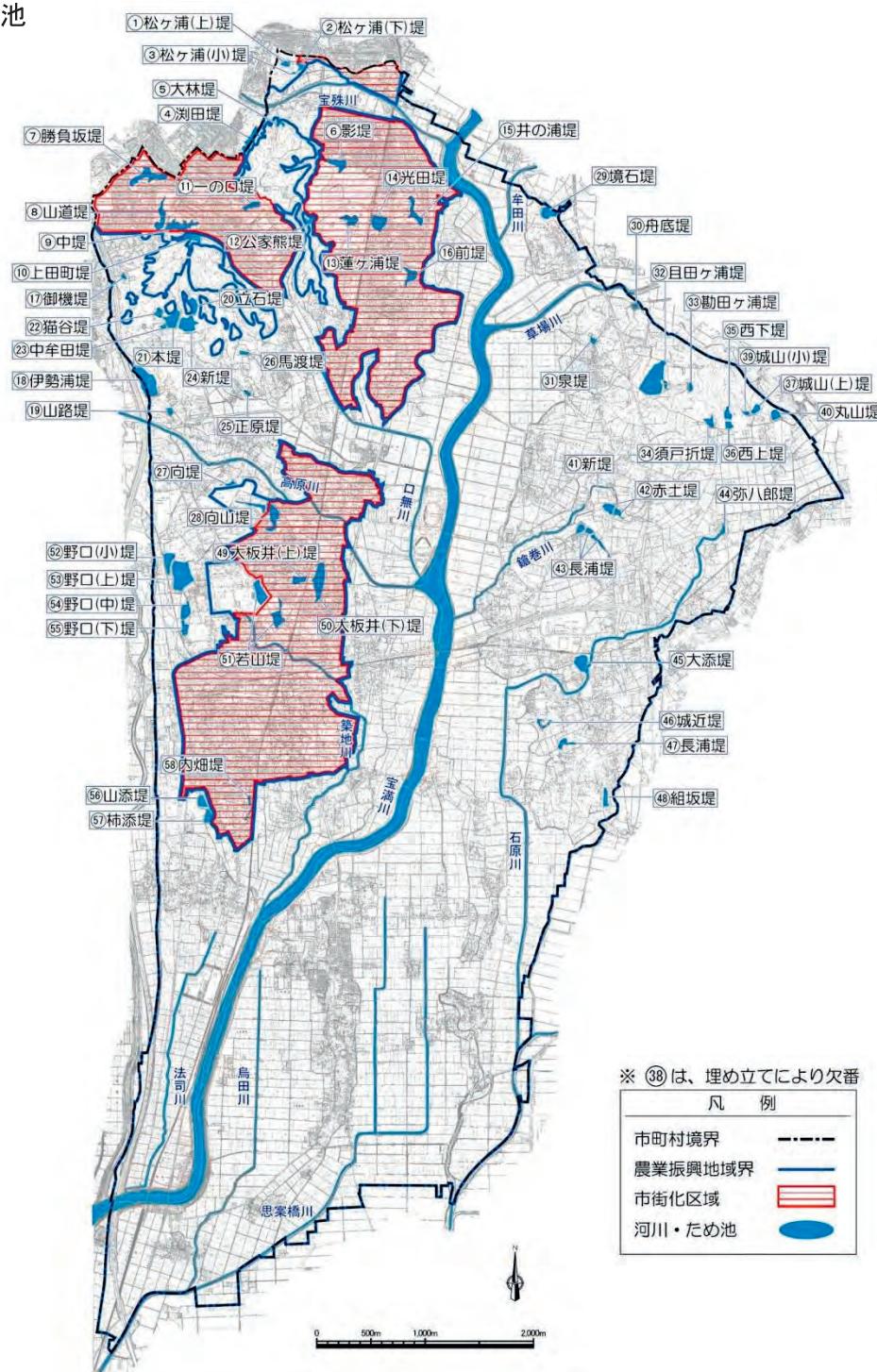
[資料:小郡市農村環境計画 H24.3]

(3) 水象

本市の中心を宝満川が南北に流れしており、この宝満川には支流である口無川、高原川、宝珠川、牟田川、草場川、鎗巻川が合流しています。

南部水田地帯を法司川、烏田川、思案橋川、石原川、築地川が南北に流れ、農業用水路として利用されています。市内に点在する溜池は 57 カ所あり、サギの仲間など水鳥の生息地となっているだけでなく、江戸時代には有馬藩の狩場、現在でも市の名物料理である鴨が飛来する場となっています。

■ 河川・ため池



[資料:小都市農村環境計画 H24.3]

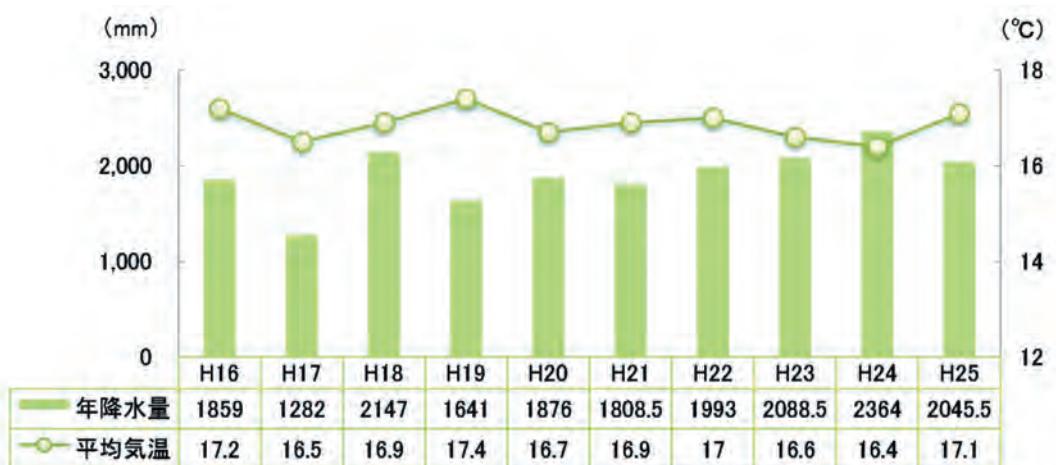
(4) 気象

本市の気候は、九州型気候の日本海型と内陸型の接点に位置しており、夏冬の気温差が大きくなっています。

近隣観測所である久留米観測所の年間平均気温^{*}は 16.9°C で温暖ですが、過去 30 年間の平均気温は上昇傾向にあります。また、年間降雨量^{*}は、1,910.5mm で、県平均 1,659.5mm を上回っています。

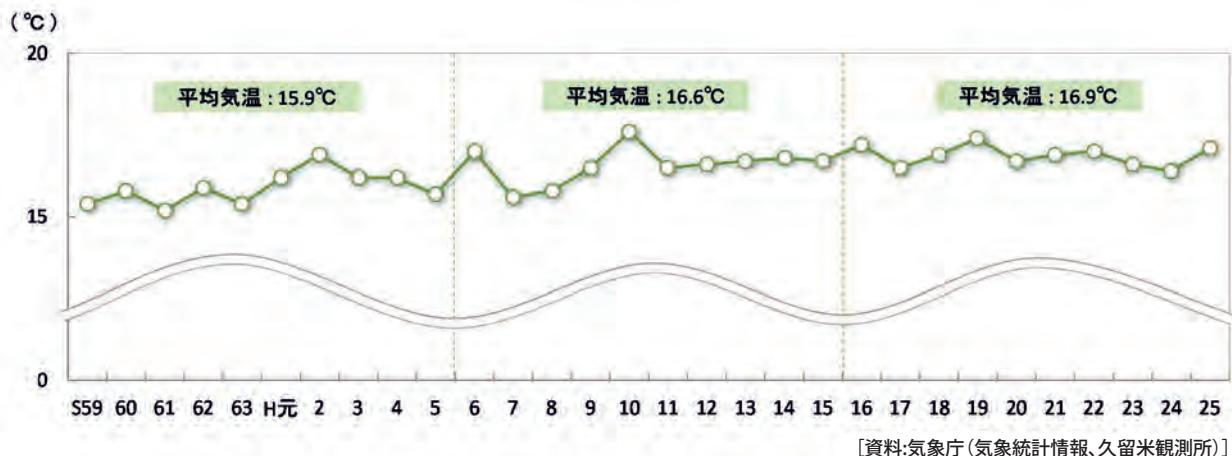
※年間平均気温及び年間降雨量は、平成 16 年～平成 25 年の平均値

■気温と降水量の推移(久留米観測所)



[資料:気象庁(気象統計情報、久留米観測所)]

■過去 30 年間の平均気温の推移(久留米観測所)



[資料:気象庁(気象統計情報、久留米観測所)]

(5) 人口

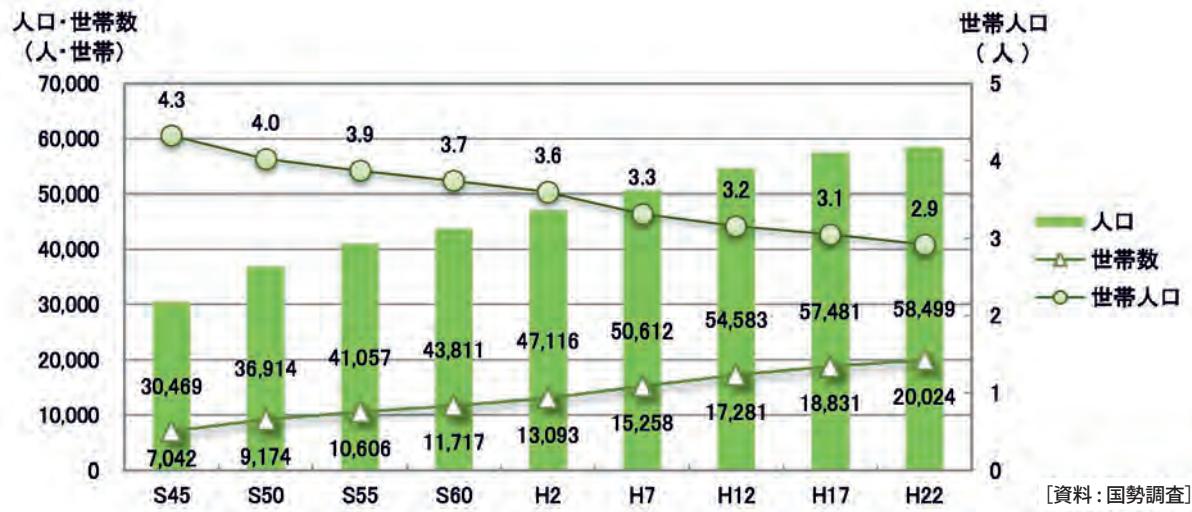
本市の人口は平成 7 年に 5 万人に達し、小郡・筑紫野ニュータウン等の大規模な宅地造成などの社会的な要因も相まって、その後も増加傾向にあり、平成 22 年の国勢調査では人口 58,499 人、20,024 世帯となっています。

また、平成 26 年 4 月の小郡市人口統計表では、人口 59,429 人(平成 22 年 4 月は 59,029 人)、22,765 世帯(同 21,608 世帯)とそれぞれ増加しています。

その反面、世帯人口は平成 22 年に 2.9 人でしたが、平成 26 年に 2.6 人と減少傾向が続いている、核家族化の傾向にあります。

また 15 歳未満の若年層人口は横ばい傾向にありますが、平成 22 年の 65 歳以上の人団は総人口の約 2 割を占めています。

■ 人口・世帯数及び世帯人口の推移



■ 年齢区分別人口と高齢化率の推移

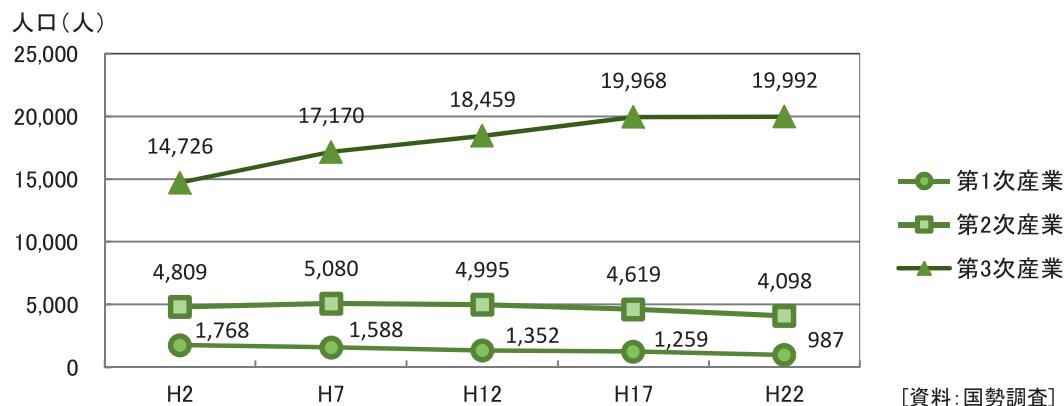


(6) 産業

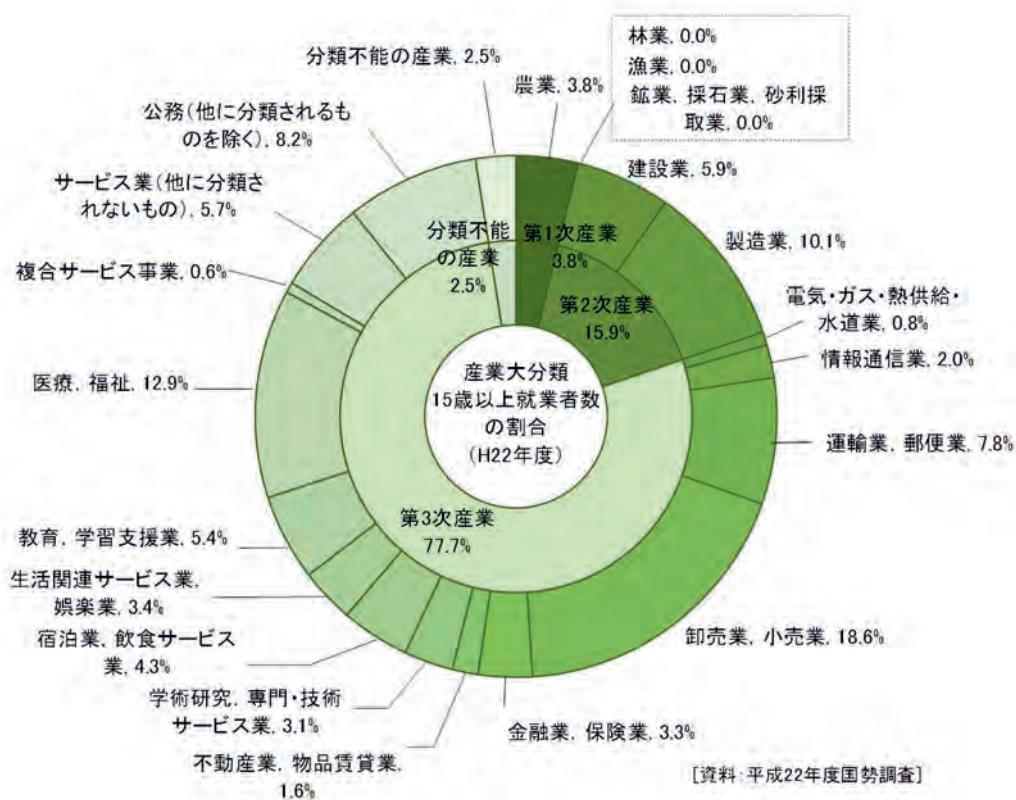
農業は、本市の基幹産業として小郡市総合振興計画の中で位置付けられていることから、従来より農業の振興を図ってきましたが、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

産業別就業者数の内訳は、第1次産業 3.8%、第2次産業 15.9%、第3次産業 77.7%となっており、本市の基幹産業である農業者は年々減少傾向にあります。

■産業就業別人口(15歳以上)の推移



■産業大分類の構成

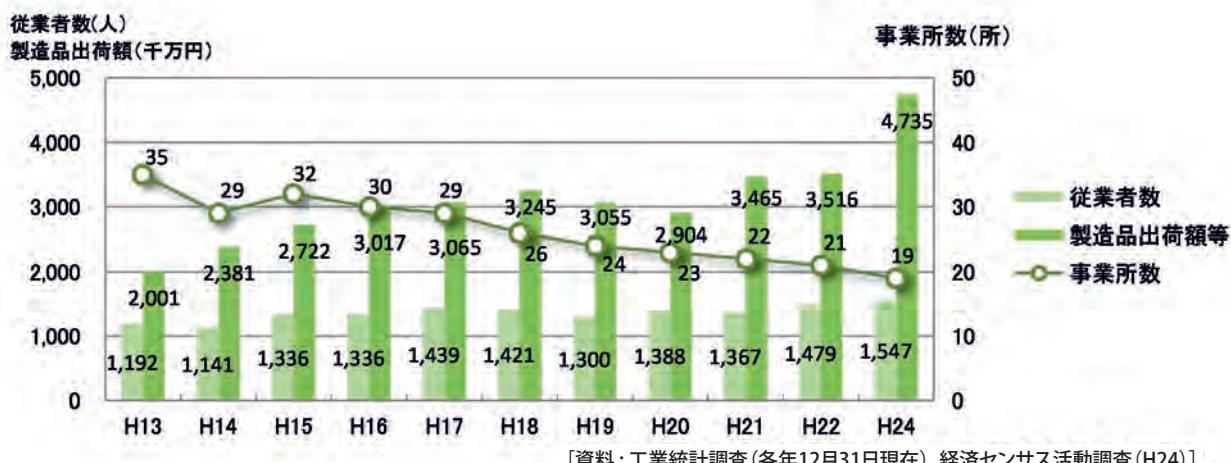


1) 工業

工業は、千鶴工業団地、上岩田工業団地を中心として事業所が立地しています。さらに、交通利便性に優れた地域であることから、筑後小郡インターチェンジ周辺や県道久留米筑紫野線沿線は物流拠点として着目されています。

事業所数は過去 10 年間、年々減少傾向にあります。従業員数はほぼ横ばいで、製造品出荷額は増加傾向にあります。特に、平成 22 年度から 24 年度にかけては、3 割以上増加しています。

■事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移(従業員 4 人以上の事業所)



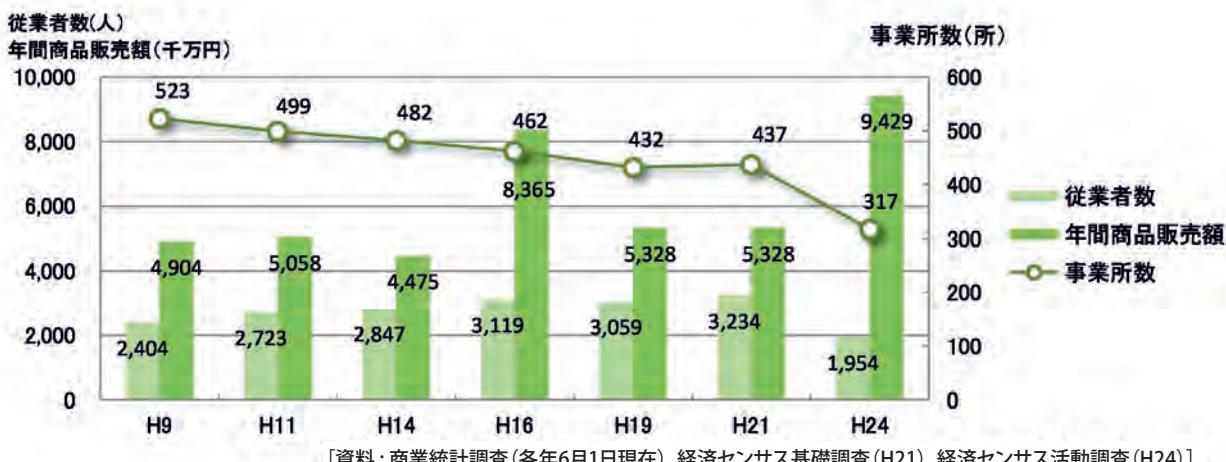
2) 商業

本市の商店街は、西鉄天神大牟田線各駅周辺に地域密着型商業地として形成されていますが、西鉄小郡駅周辺以外は店舗が散在しています。平成 25 年 11 月に大保地区に大型商業施設が開店したことから、市内外からの買い物客は増加していますが、既存商店や中小・零細商店などは、後継者不足や高齢化などにより店舗数が減少しているという状況にあります。

平成 21 年度から 24 年度にかけて、事業所数は約 4 割、従業者数は 3 割程度減少しましたが、年間商品販売額は約 1.8 倍に増加しています。

【資料】商業統計調査(各年6月1日現在)、経済センサス基礎調査(H21)、経済センサス活動調査(H24)

■事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移



3) 観光

本市には、將軍藤や松崎の桜馬場、花立山、城山公園など四季折々の豊かな自然と、小郡官衙遺跡、七夕神社、松崎宿などの歴史的史跡や、城山公園、小郡運動公園、野田宇太郎文学資料館といった文化・レクリエーション施設などの多くの観光資源があり、平成26年には、こうした観光資源を有効活用した4つの観光ルートを設定しています。

市内年間入り込み客数は60万人で日帰り、県内からの客がほとんどです。

■入り込み客と消費額

内訳	小郡市		久留米市	筑前町	うきは市
	H20	H24	H24	H24	H24
総数（千人）	626	600	5,307	939	1,885
日 帰	626	600	4,823	933	1,846
宿 泊	0	0	484	6	39
県 外	144	120	1,466	228	488
県 内	482	480	3,841	711	1,397
消費額（百万円）	869	815	12,457	1,155	939

[資料:福岡県統計]

■目的別入り込み客数 [平成24年度]

目的別（単位：千人）	小郡市	久留米市	筑前町	うきは市
一般行楽	118	3,016	844	1,499
祭・行事	131	1,494	36	162
社寺・文化財・史跡参拝見学	24	472	3	110
ハイキング・登山	—	65	—	14
海水浴（一部淡水浴含む）	—	—	—	—
キャンプ	—	10	—	—
釣・観光漁業	—	5	—	—
フルーツ狩	—	171	—	40
ゴルフ	61	74	56	32
その他	266	—	—	28
合 計	600	5,307	939	1,885

[資料:福岡県統計]

■將軍藤



■城山公園



(7) 交通

本市は、18世紀に松崎宿場が設置されるなど、筑前から肥後、薩摩へ通じる交通の要衝として栄えました。

本市の道路網は、中央部を東西に横断する大分自動車道と国道500号線を中心に、北部に県道本郷基山停車場線、南部に県道鳥栖朝倉線が整備されています。また、南北を縦貫する主要道路としては、西側から九州自動車道、県道久留米小郡線、都市計画道路原田駅・東福童線、県道久留米筑紫野線があります。高速道路については、市内に筑後小郡インターチェンジがあるだけでなく、九州自動車道や大分自動車道、長崎自動車道に接続する鳥栖ジャンクションが近隣にあるため、利便性が高いものとなっています。

鉄道は、南北に西鉄天神大牟田線、東西に甘木鉄道が通っており、終点の基山駅では鹿児島本線に接続しています。

平成22年度道路交通センサスによると、交通量が1万台を超える道路(高速道路は除く)は、国道500号線がありますが、平成24年度に県道鳥栖朝倉線が部分開通し、平成25年度には都市計画道路本郷基山線の高架橋が完成しているところから、現在では車両通行の分散化が図られている可能性があります。

■交通網



[資料:小都市農村環境計画 H24.3]

■主要道路断面交通量(平成22年度)



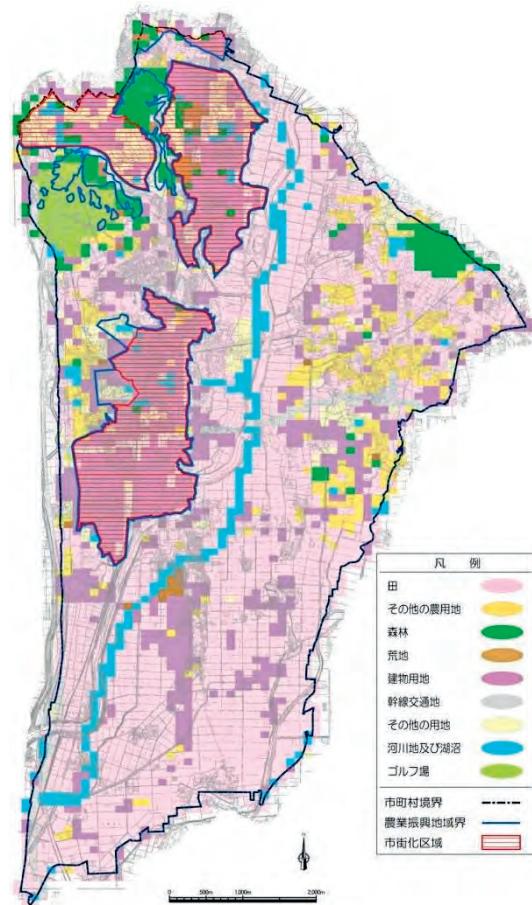
[資料:H24小都市都市計画基礎調査]

(8) 土地利用

市域の中央部を流れる宝満川の右岸地域は市街地が集積し、左岸地域には農地が開けています。地目別の構成の主なものとしては、田畠が約50%、宅地は約17%となっており、農地は工業用地、住宅地、道路等で転用され減少傾向にあります。土地は個人の貴重な財産であるとともに、公益性を兼ねた社会資本として地域の特性に合ったバランスの取れた土地利用を進めていく必要があります。

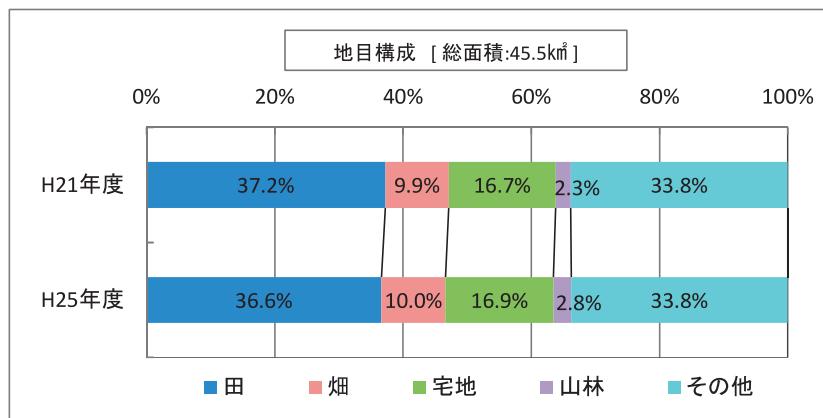
本市では、市街化調整区域を農業振興地域として指定し、集団的に存在する農地や土地改良事業等の施工に係る農地等を確保すべき優良農地として農用地区域に指定し、重点的に農業投資を進め農業振興を図っていきます。

■土地利用の状況



[資料:小都市農村環境計画 H24.3]

■土地利用面積の変化



[資料:福岡県勢要覧(土地に関する概要調書)]

■農業振興地域内の農用地等の面積(平成25年度)

農業振興地域	農用地区域	農振自地地域
3,712 ha	1,716 ha	1,996 ha

[資料:平成25年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況より]

第2節 本市の食料・農業・農村の現状と課題

(1) 食料

我が国の食料消費は、世帯構造の変化や高齢者の増加等により変化しています。例えば、世帯数が増加するなか、食料消費支出は増加傾向にあり、項目別にみると、米は減少する一方で、調理食品、飲料、酒類は増加傾向で推移しています。このような変化は今後も進行することが見込まれており食料消費の姿も更に変化すると考えられます。

単身世帯や高齢世帯が増加していくことによる食料消費の動向が注視される一方、子ども世代だけでなく広い世代において食育推進の取り組みが進められています。

1) 食の安全

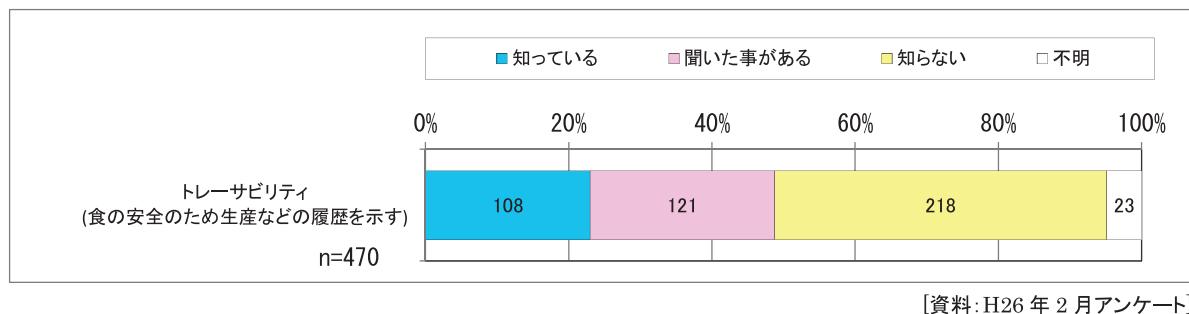
国は食の安全と消費者の信頼を確保するため、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、食品の安全性向上やフードチェーンにおける取り組みを拡大しています。具体的には、生産段階における農業生産工程管理(GAP)の取り組みや食品事業者による製造段階におけるHACCP(危害分析重要管理点)の導入等を推進しています。

本市に本所を置くJAみいでは、食の安全確保に向けて、平成22年より生産履歴システム(ふくおか農産物安全・安心情報発信システム)のことで、県下20のJAとJA全農ふくれんに設置したふくおか安全・安心システムを通して、県産農産物の生産工程を検証し、安全・安心な農産物づくりを支援するもの)を導入していますが、平成26年2月実施の市民アンケート調査結果(以下、「H26年2月アンケート」という。)によると、トレーサビリティ制度の認知度は2割程度と低いことから、その周知と適切な運用が必要です。

直売所へは生産履歴の提出がなければ出荷できないシステムになっていますが、農産物そのものには生産履歴が表示されていません。そのため、考える会では、安全・安心に対する生産者と消費者の情報共有が必要と指摘されています。

■トレーサビリティの認知度

回答者の半数近くが「知らない」と答えており、「知っている」と答えた人は2割程度でした。



2) 食育

わが国では近年、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など社会経済情勢が大きく変化し、それに伴い「食」をめぐる環境も変化しています。

不規則な食事と欧米型の肉食を中心とする食習慣や栄養の偏りからくる生活習慣病の増加、食を大切にする意識の希薄化、食品偽装問題をはじめとする食の安全に関わる問題などが挙げられます。

このような状況の中、国は国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として、平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、平成23年3月に第2次食育推進基本計画を策定しました。また、同年12月には、計画の部分改定が行われ、学校給食における地場産物(都道府県産別の食材)の使用割合目標値に加えて、国産の食材の使用割合を平成27年度までに80%以上(平成24年度現在77%)を目指すことが追加されました。

福岡県では、平成18年3月に「ふくおかの食と農推進基本指針」を策定し、食育や地産地消の取り組みを進めてきました。平成25年3月には、さらなる食育・地産地消の推進を図るため、今後の施策の方向性を示した「福岡県食育・地産地消推進計画」を策定しています。

本市でも、国や県の計画を基本として、「小都市食育推進計画(おごおり食育プラン)」を平成24年8月に策定しました。

現在、本市における食育は、関係課や関係機関等において、家庭、地域、幼稚園・保育所・学校での食育推進を目指した様々な取り組みを行っています。

例えば、子ども世代対象の取り組みでは、芋掘りや親子料理教室等の体験型を中心化しています。成人世代対象の取り組みでは、「食育だより」の発行や離乳食教室等の子育てに関する知識取得に重点を置いたものや健康料理教室等の食生活改善に関するものがあります。高齢世代対象の取り組みでは、高齢者料理教室等で家事を行ったことがない方でも生活のための技術取得に重点を置いたものが行われています。また、栄養相談やあすてらすフェスタといった、全世代共通の取り組みも行われています。

今後も引き続きおごおり食育プランに掲げた目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。

■小都市食育推進計画 (おごおり食育プラン)



■料理教室の開催

学校(児童・保護者・教諭)・農家との連携をはかりながら食育と地産地消の取り組みを推進しています



3) 流通・消費

平成 24 年度の我が国の食料自給率は、米の需要量が減少した一方、小麦及び大豆の国内生産量が増加したこと等により、前年度と同率の 39% となっています。日本は戦後、食生活の洋風化が急速に進んだことが食料自給率を引き下げてきた大きな要因となっています。本市における地域食料自給率(カロリーベース)は、48% となっています。

■食料自給率(カロリーベース)の推移 単位: %

	平成 14 年度	平成 24 年度
国	40%	39%
福岡県	22%	21%
小都市	53%	48%

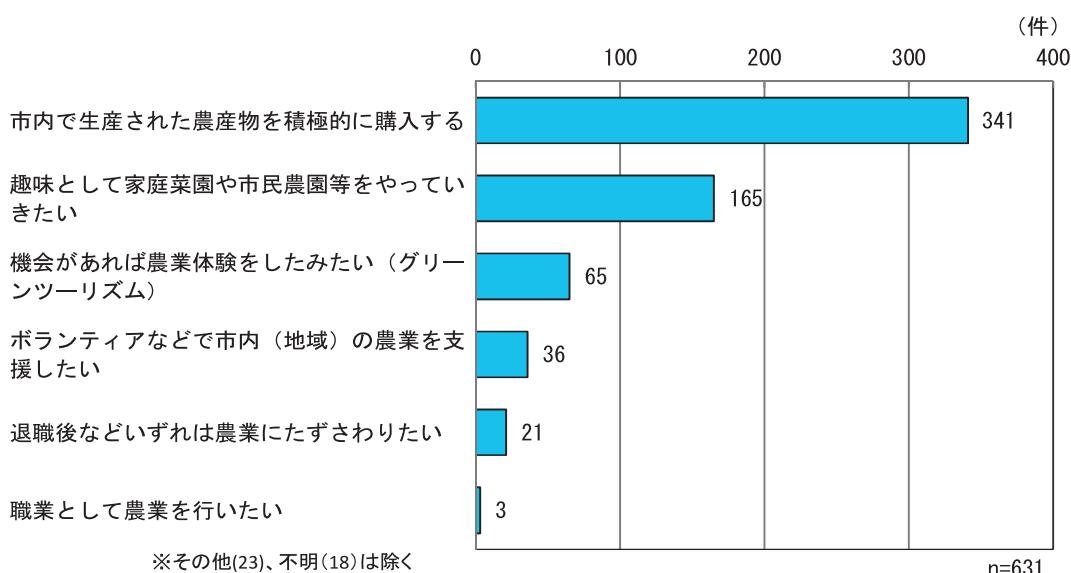
[国・福岡県は農林水産省データより
市は農林水産省の試算ソフトにより算出]

農家の農産物の販売方法は、直売所、スーパーなどの地場産コーナー、インターネット販売等をはじめとして多様化する方向にありますが、本市で生産された農産物の多くは、従来から JA への出荷の割合が多く、生産者の所得向上確保のために、安定した取引量があり、かつ市場取引価格が高い、京浜・京阪神地区へ主に出荷されている現状があります。

一方、H26 年 2 月アンケートでは、本市の農業振興を図る上で考えていることの中で、農業者以外の市民の 50% 以上が「市内で生産された農産物を積極的に購入する」と回答しています。消費者である市民は、地元産の農産物を購入したいという考えを持っていることがわかります。

■小都市の農業振興を図る上であなたが考えていることはありますか(農業者以外)

回答者の半数が「市内で生産された農作物を積極的に購入する」と答えています。



[資料:H26 年 2 月アンケート]

本市での地産地消の取り組みは、直売所と学校給食との連携があげられます。

学校給食では、「小郡市食と農推進協議会※」を通じて、平成22年度から地元農産物の計画的な利用が行われています。しかし、全体的な使用率は決して高いとは言えません。

考える会では、市の食料自給率を上げる取り組みより、市内学校給食への自給率を上げる取り組みを検討すべきとの意見がありました。

■学校給食における地元野菜使用状況(平成25年度)

		使 用 重 量			使 用 品 目 数		
		全 体 使 用 量(kg)	地 元 産 使 用 量(kg)	地 元 産 の 使 用 率	全 体 品 目 数	地 元 産 品 目 数	地 元 産 の 使 用 率
自 校 式	味坂小学校	3,268	1,361	41.6 %	49	24	49.0 %
	御原小学校	3,000	1,347	44.9 %	48	30	62.5 %
	立石小学校	4,517	1,498	33.2 %	49	20	40.8 %
	自校式計	10,785	4,206	39.0 %	---	---	---
セ ン タ ー 式	センター(小学校)	68,640	9,352	13.6 %	33	9	27.3 %
	センター(中学校)	51,083	8,201	16.1 %	27	13	48.1 %
	センター計	119,723	17,553	14.7 %	---	---	---
合 計		130,508	21,759	16.7 %	---	---	---

[資料:小郡市食と農推進協議会]

■学校給食の主要材料10品目における地元野菜の購入量(平成25年度)

品目	全 体 使 用 量(kg)	地 元 産 使 用 量(kg)	地 元 産 使 用 率
玉ねぎ	30,406	7,469	24.6 %
キャベツ	21,446	2,501	11.7 %
じゃがいも	19,436	2,032	10.5 %
人参	18,102	435	2.4 %
きゅうり	6,468	0	0.0 %
もやし	5,376	0	0.0 %
大根	4,157	2,487	59.8 %
ごぼう	2,853	0	0.0 %
白菜	2,626	1,494	56.9 %
ネギ	1,803	0	0.0 %

[資料:小郡市食と農推進協議会(給食センターでの使用量のみ集計)]

※「小郡市食と農推進協議会」とは、味坂小学校の学校給食が平成18年にセンター方式から自校方式に移行する際、食育と地産地消の推進という観点から、直売所「宝満の市」の生産者グループが学校給食への地元農産物を供給する取り組みを始め、平成22年には、生産者、JA、学校、行政で組織する協議会を設立。現在は、市内全ての学校給食へ農産物を供給しています。また、宝満川左岸地域の3小学校へおでかけ給食を行い、生徒との交流を図っています。

■宝満の市



■めぐみの里



また、市内には、生産者組合が運営する直売所「宝満の市」やJAみいが運営する「めぐみの里」等が開設され、市民の台所として賑わっています。しかし、朝採り野菜など新鮮さを売りにしているが故に時間帯によっては商品に不足が生じたり、各スーパー等の地場産コーナーでの地元産農産物の取扱いも増えていることから、来客数が減少傾向にあり、改善の必要性が指摘されています。

■直売所「めぐみの里」事業収益の推移

(千円)

年度(平成)	20	21	22	23	24	25
直売事業収益	142,013	154,310	145,560	136,260	133,526	121,247

[資料:みい農業協同組合通常総会資料他]

■来客数の推移

(人)

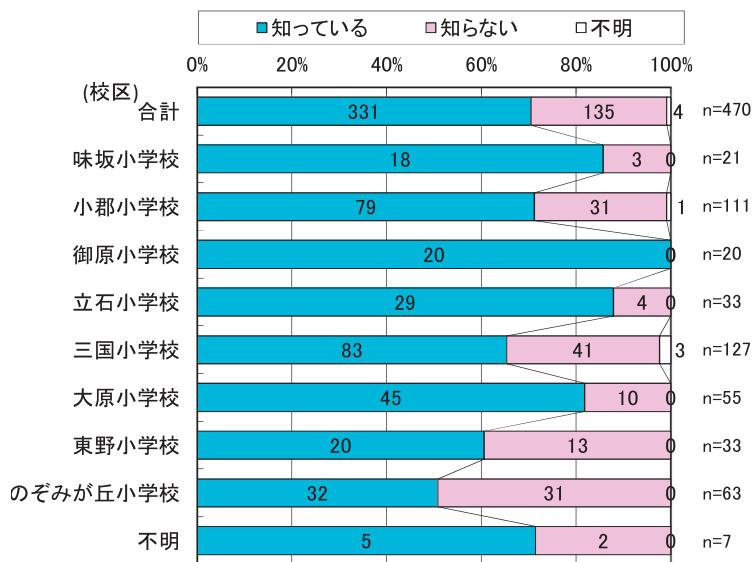
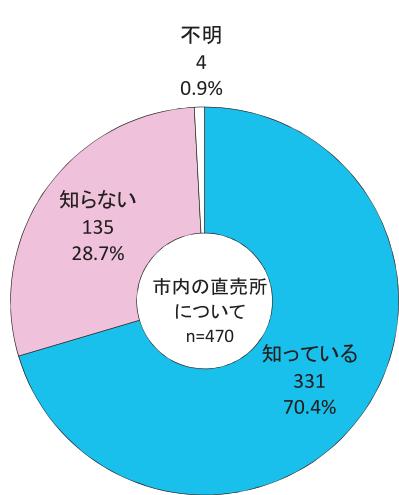
年度(平成)	20	21	22	23	24	25
宝満の市	57,914	56,934	55,938	50,634	49,744	46,159
めぐみの里	129,840	140,159	125,340	114,745	112,851	102,257

[資料:「宝満の市」「めぐみの里」からの聞き取り]

H26年2月アンケートでは、市内直売所を知らないと答えた人が3割近くで、校区別では、のぞみが丘小や東野小学校区の住民の割合が多くなっています。今後は市北部の人口の多い地域における住民に対する周知が必要です。

■市内直売所(宝満の市、めぐみの里)の認知度

回答者の3割近くが「知らない」と答えており、市北部の人口の多い地域での認知度が低くなっています。



[資料:H26年2月アンケート、左は全体、右は校区別]

高齢化社会が進展している我が国において、人口減少により、身近な場所から買い物をするための商店が撤退する地域が増えてきています。そのうえ、高齢のために自動車等の運転ができず、食料品等の買い物に不便や苦労を感じている、いわゆる買い物弱者が増加しています。

本市の65歳以上の在住高齢者は13,000人を超え、人口の2割に達しています。また、郊外に大型スーパーが建設される一方、地域の個人商店が減少しているところから、本市においても、例外なく、買い物弱者が増えていくことと思われます。

福祉分野における買い物弱者対策は、障害者福祉計画や高齢者福祉計画等の計画において具体的な施策を検討しており、地産地消の側面からも、買い物弱者を支援していく必要があります。

(2) 農業

1) 農業経営体・担い手

農家総戸数は平成 22 年度時点で 920 戸、市全体の世帯数 20,024 戸(平成 22 年国勢調査)の約 4%となっています。そのうち販売農家戸数は、平成 2 年に 1,407 戸であったものが平成 22 年には 645 戸と 20 年間で 54% 減少しています。

専業農家数は 200 戸前後でほぼ横ばいですが、兼業農家数は平成 2 年には 1,196 戸であったものが、平成 22 年には 454 戸と大幅に減少しています。

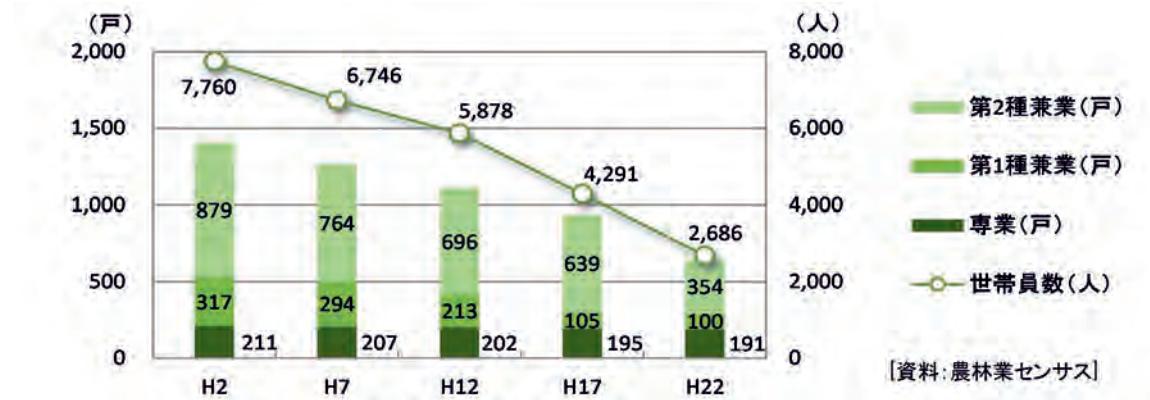
また、農業従事者数も、平成 2 年には 2,522 人であったものが、平成 22 年には 1,124 人と約 45% 減少しています。

これから農業の中核となる担い手の状況としては、平成 26 年 10 月末現在で集落営農組織が 24 組織、農事組合法人が 3 法人と認定農業者 122 名が本市の中心的経営体として営農活動を行っています。法人化に関しては、行政や JA が連携して、各集落営農組織に対する法人化研修会等を行っていますが、法人化までには至らないという現状があります。

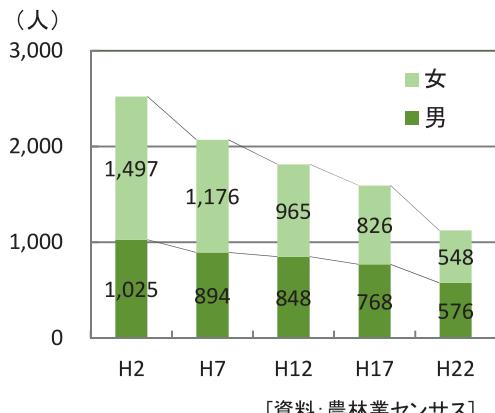
また、認定農業者の数は、平成 22 年までは増加傾向でしたが、近年は横ばい傾向にあります。

今後も本市の農業振興のために、集落営農の組織化や法人化の促進、認定農業者制度による担い手不足の解消等に取り組んでいく必要があります。

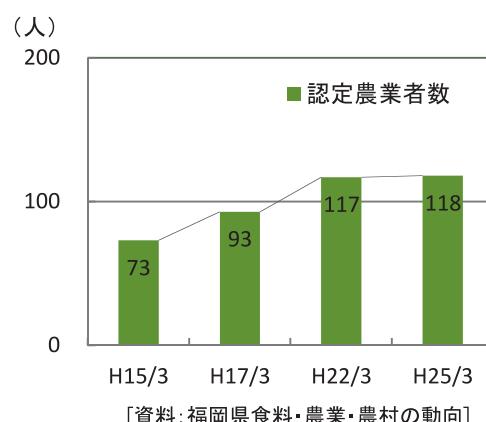
■販売農家戸数と世帯員数の推移



■農業従事者数の推移



■認定農業者数の推移



2) 農業生産

本市の農業産出額の総額は、平成7年産をピークに、減少傾向にあります。内訳では米が多く、全体に占める割合は平成7年までは約40%でしたが、年々減少し、平成18年には22%となっています。麦、野菜、花き等は概ね横ばいとなっています。

■農業産出額の推移

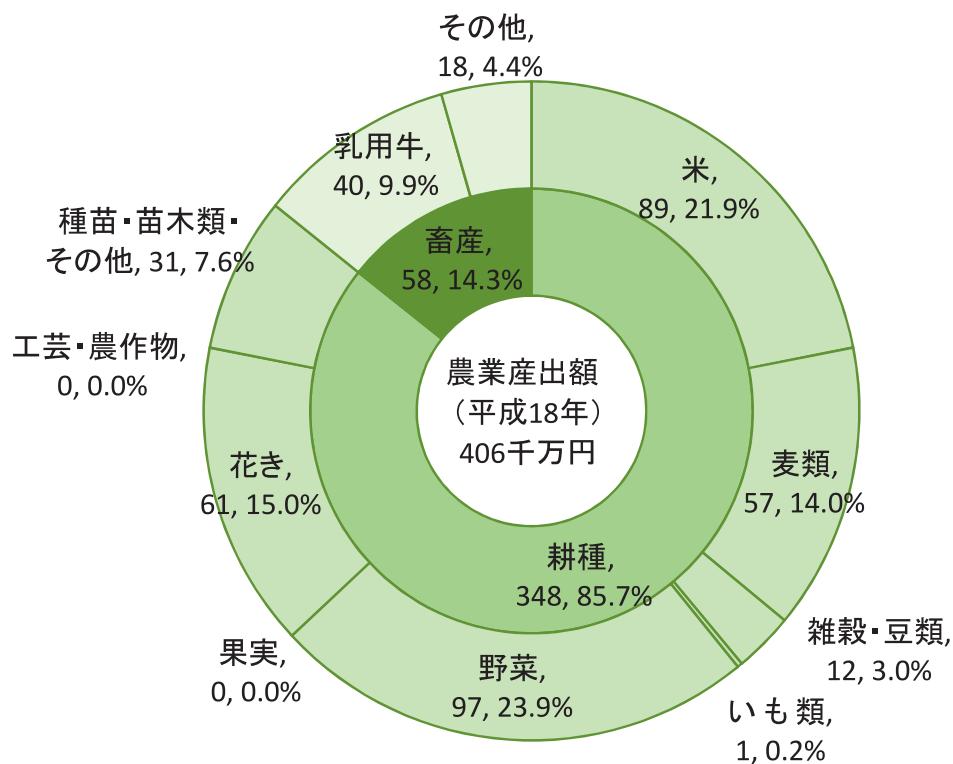
(単位：千万円)

年	農業産出額	水稻	麦	大豆	野菜	花き	花木	畜産	その他
平成7年	537	219	51	5	93	71	26	70	2
平成12年	454	119	59	14	108	73	17	63	1
平成17年	444	105	59	18	93	72	31	64	2
平成18年	406	89	57	12	97	61	31	58	1

(※平成19年産以降は、統計発表されていない。)

[資料：福岡県農林水産統計年報・福岡農林統計協会]

■農業産出額の割合



[資料：農林水産省「生産農業所得統計」]

※都道府県別推計は平成18年まで掲載

品目ごとの収穫・出荷量等は、米、麦、大豆が多くなっていますが、福岡県内における小都市の収穫・出荷量の割合をみると、洋ラン(27.5%)、みずな(26.1%)などが多い状況にあります。

■小都市の主な農産物（平成 23 年産）

品目	福岡産出額 (億円)	福岡県 収穫・出荷量等	小都市 収穫・出荷量等	小都市 占有率	備考
米	444	194,700 t	5,590 t	2.9%	収穫量県内11位
小麦	17	43,000 t	2,210 t	5.1%	収穫量県内6位
二条大麦	10	15,200 t	799 t	5.3%	収穫量県内8位
大豆	22	16,600 t	886 t	5.3%	収穫量県内7位
みずな	16	2,719 t	711 t	26.1%	出荷量県内2位
レタス	48	12,342 t	645 t	5.2%	出荷量県内4位
きゅうり	26	6,973 t	199 t	2.9%	出荷量県内8位
いちご	193	14,158 t	89 t	0.6%	
ブロッコリー	14	3,299 t	75 t	2.3%	出荷量県内10位
ちんげん菜	—	505 t	53 t	10.5%	出荷量県内5位
にんじん	5	766 t	21 t	2.7%	出荷量県内8位
いちじく	9	1,004 t	4 t	0.4%	
切り花（トルコギキョウ）	8	6,050 千本	194 千本	3.2%	出荷量県内10位
洋ラン（鉢）	24	1,451 千本	399 千本	27.5%	出荷量県内2位
乳用牛	97	16,173 頭	341 頭	2.1%	
肉用牛	53	23,994 頭	501 頭	2.1%	
豚	50	80,236 頭	675 頭	0.8%	
プロイラー	37	1,379 千羽	30 千羽	2.2%	
みつ蜂	—	7,872 群	470 群	6.0%	

※福岡県食料・農業・農村の動向、福岡県農林水産統計年報、福岡県農業統計調査、福岡県農林水産部・畜産課調査の公表値を小都市にて一覧表に整理したもの。

※米、麦、大豆は収穫量、肉用牛、乳用牛は飼育頭数、他は出荷量を表示。みつ蜂：1群 2～4万匹。

《米・麦・大豆》

本市では、平坦な土地を利用した米、麦、大豆の土地利用型農業がその主体を占めています。

安全・安心な信頼される米・麦・大豆の安定的な生産販売をめざすため、生産履歴・農業生産工程管理を基本とした良質な物づくりの取り組みも行われています。米では、ヒノヒカリ、夢つくし、元気つくし、にこまる、ヒヨクモチなどの品種を中心に、1,040ha の水田で年間 5,230 トン(平成 25 年産作付面積、収穫量)を生産しています。

また、この中には、減農薬・減化学肥料栽培の取り組みも行われており、47名(H26.5 月現在)の農業者が福岡県のふくおかエコ農産物認証制度の認証を受けて、より良質で安全・

安心な物づくりを行っています。

主食用米では、国の米政策改革のもと需要量に応じた作付けを行ってきましたが、国が平成25年12月に策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中の4つの改革の一つとして、生産調整を含む米政策の見直しを行い、今後は行政による生産数量目標の配分に頼らず、需要に応じた生産が行えるようにしていくこととしました。

また、わが国は人口減少期を迎える、少子高齢化が一層進行するなか、米の消費についても減少傾向にあり、本市においても現状では容易に作付面積を増やすことができない状況にあります。

麦では、小麦粉や日本めんの原料となる小麦品種のチクゴイズミ、シロガネコムギや需要の拡大が期待されるラーメン用小麦のちくしW2号、またビールの原料となる大麦品種ほうしゅんが作付けされており、小麦は742haで2,640トン、ビール大麦は317haで818トン(平成25年産作付面積、収穫量)生産しています。

大豆では、これまで本市においては、生産調整のための米の転作作物として、作付けを振興し農家所得の安定化を図ってきました。ほ場整備(農地の生産基盤整備)を行った水田を中心に23の集落営農組織等が、安定的で効率的な生産を行うためにブロックローション方式による計画的な生産を行っており、フクユタカを362haで648トン(平成25年産作付面積、収穫量)生産しています。

しかし、農業就業者の高齢化が進み農業就業人口は減少しており、土地利用型を中心として農業の担い手不足が深刻化している状況にあります。今後は、認定農業者や集落営農組織等による経営規模の拡大充実が一層進むものと思われますが、慢性的な担い手不足から、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっています。

《野菜(果樹含む)》

野菜は、葉物類を中心に、JAみい管内で年間に約70品目が生産され、交通の便に恵まれていることからJAみいの園芸流通センター(H17.7月稼働)を通じて、大消費地である関西や関東をはじめ全国に出荷されています。また、消費者の信頼に応える安全・安心な野菜作りをめざして、福岡エコ農産物の取り組みや栽培履歴記帳の推進、農業生産工程管理(GAP)の導入・普及を進めています。

このような中、本市では、レタスが野菜生産出荷安定法に基づく野菜指定産地となっています。

また、福岡県野菜集団産地育成対策の集団産地指定では、ホウレンソウ、ちんげん菜、イチゴ、サラダ菜、ブロッコリーが産地指定となっています。

施設園芸においては、周年で生産される葉物野菜(みずな、小松菜)を中心に、近年、若手

後継者が作付面積を拡大しています。また、生産・出荷の中で収穫・調整作業に多くの労力を要することから、雇用や調整の委託等を行いながら規模拡大を図っています。

また、他にも季節型品目として、果菜類のイチゴ、きゅうりなど一定の生産量を上げていますが、生産資材、燃油等の高止まりなど、収益性が低下し、生産者の高齢化、担い手不足により生産量は減少傾向となっています。

露地園芸作物では、冬季品目のリーフレタス、ブロッコリー等が生産されています。定植作業など機械化が進み一部で規模拡大がみられるものの、高齢化により生産量は減少傾向にあります。また、夏季品目（果樹含む）の主なものとしては、トウモロコシ、クウシンサイ、オクラ、いちじく等が生産されています。水田農業の転作作物としても定着してきていますが、天候に左右されやすく出荷量が不安定で、生産者も高齢化しており生産量確保のための取り組みの検討が必要となっています。

《花き、花木等》

本市では、切花、鉢物・苗物等の花き園芸も県内で一定の生産額をあげており、切花はトルコギキョウ、ガーベラ、ラナンキュラス等、また鉢物は洋ラン等が生産されています。

計画的生産・販売による所得向上と経営安定を目指しており、栽培面では、品目別に研修会が開かれ、栽培技術の向上に取り組んでいます。販売面では、市場を招いての販売検討会等が開かれ、産地としてのアピールを行い取引強化に取り組んでいます。

植木・苗木については、本市の北東部に位置する立石地域(宝満川左岸の花立山から国道500号線にかけての地域)を中心にカイズカイブキ、シラカシ、クロガネモチ等の庭木等が生産されています。また、生産農家で構成された三井植木組合(S39年設立、現会員数41名)が設立されており、後継者育成にも取り組んでいます。出荷先は地元だけでなく、九州から関西方面にかけての流通業者や造園工事業者と取引をしています。

しかし、花きを取り巻く情勢は、生産資材や燃油高等による収益性の低下や生産者の高齢化、担い手不足が課題となっています。また、景気低迷や花きの需要の落ち込みにより、花きの消費量は減少傾向にあります。植木・苗木についても、多様化するニーズに合わせ、生産樹種が変わる傾向にあります。

今後の課題としては、消費者に、花きを身近なものとして購入してもらえるように花育等の取り組みの検討が必要になっています。また、鉢物はオリジナル商品の開発や、展示販売会への出展など、販売面を強化する必要があります。

《畜産》

本市では、乳用牛を中心に、肉用牛、豚、ブロイラーなどの飼育が行われています。

酪農では、宝満川河川敷や水田裏作を利用した自給飼料の生産が行われており、近年では、耕種農家と連携した稲 WCS の生産が進んでいます。

しかしながら、畜産情勢は、平成 18 年以降に高騰した配合飼料価格が依然高値で推移しており、さらに円安による粗飼料価格の高騰や畜産物の価格低迷により経営を圧迫しています。本市においても生産性の低下や収益性の悪化、廃業が続くなど畜産経営を取り巻く環境は厳しくなっています。加えて、規模拡大等の経営改善に必要な労働力の確保が難しいなどの課題も抱えており、所得や労働力確保に向けた経営基盤の安定と強化への取り組みの必要性が高まっています。

こうした状況のなかで、持続的かつ安定的な畜産経営を図るために、生産性向上や省力化、コスト低減による経営体質の強化が課題となっています。

一方で、畜産農家では、家畜のふん尿を発酵させて堆肥化し、農地に還元する資源循環の取り組みも行われています。本市では、JA みいが平成 16 年より下西鯉坂地区に土づくりセンター(堆肥センター)を稼働させており、畜産経営に起因する環境汚染防止の促進とともに、生産される堆肥を重要な土づくりの資源として供給を行っています。

これにより、家畜排泄物を適切に処理し、生産される堆肥を重要な地域資源として耕種農家との連携によるリサイクルシステムを構築する取り組みの推進も必要となっています。

3) 農地

経営耕地面積(販売農家)は 1,144ha で本市の 25%を占めていますが、平成 2 年と比較すると 40%減少しています。内訳は田が 1,039ha で 90%を占めています。

農地の集積については、担い手の経営体に集積が進んできている状況で、利用権設定率は約 40%(H23.3 月末)です。

耕作放棄地は、2010 農業センサスでは、42ha となっています。また販売農家の耕作放棄地は平成 2 年には 6ha でしたが、平成 22 年は 14ha と増加しており、耕地に対する割合は 1.2%となっています。

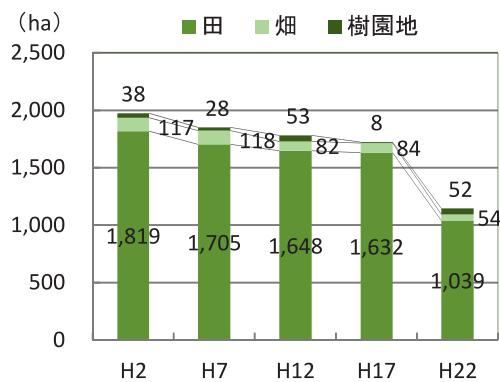
平成 21 年の農地法の改正により、農業委員会が耕作放棄地全体調査を行っています。H25.12 月現在で耕作放棄地は、2.7ha で経営地に対する割合は 0.23%となっています。農業委員会では、現地調査を行いながら、耕作放棄地解消へ向け指導等を行っています。

基盤整備については、ほ場整備は大半が終了していますが、法面、水路、農道などの整備事業を要する未整備地区も一部にあります。

また、県営かんがい排水事業等で造成した頭首工、水路、揚水機場は供用開始から 40 年以上が経過し、老朽化に伴う補修工事等が増加しており、両筑土地改良区の農業用施設を両筑平野用水二期事業や県営両筑二期事業として施設の長寿命化に取り組んでいます。農業用水の安定的な確保のみならず防災対策の面からも堰の改修事業やため池の整備事業を進めています。

今後とも、国営・県営・団体営事業等で整備された農業用施設が一斉に老朽化し、更新時期を迎えることから、施設の安定的な機能発揮に支障が生じないように対策していく必要があります。

■経営耕地面積の推移



[資料: 農林業センサス]

■耕作放棄地面積

計 (ha)	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家
42	14	8	20

[資料: 農林業センサス 2010]

■耕作放棄地面積の推移(販売農家)

年次	経営耕地面積 (ha)	耕作放棄地面積 (ha)	耕地に対する割合 (%)
平成 2年	1,974	6	0.3
平成 7年	1,851	10	0.5
平成12年	1,783	17	0.9
平成17年	1,724	11	0.6
平成22年	1,144	14	1.2

[資料:農林業センサス]

4) 環境保全

農業・農村が果たす役割は、食料供給のみだけではなく、国土の保全、水源の涵養、環境保全等の多面的機能を有しております、環境問題と大きく関わっています。

生産においては、農業生産に伴って環境に対する負荷を低減するために、化学肥料及び農薬の使用低減に取り組むことで、持続性の高い農業を推進しています。取り組みとしては、現在、大きく分けて3つの制度があります。

1つ目は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、「土づくり」「化学合成農薬の削減」「化学肥料の削減」の3つ全てに取り組む計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者をエコファーマーと呼称する制度です。

2つ目は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づき有機食品を認証する有機JAS認証制度です。有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示できるようにしたもので、農林水産省の登録認定機関が認証し、その認証された有機食品には、有機JASマークが付けられます。なお、この有機JASマークがない農産物に「有機」や「オーガニック」等の表示はできません。

3つ目は、農薬の散布回数(成分回数)が県基準の半分以下、かつ化学肥料の使用量も基準の半分以下で農産物を生産することを認証する、ふくおかエコ農産物認証制度です。この制約に則って栽培された農産物には、認証マークが付いたラベルを添付することができ、ラベルに記載されたナンバーを入力して検索すれば、農産物の生産者や生産履歴を見ることができます。

H26年2月アンケートによると、市内外の直売所を利用する理由として、約2割の人が「安全で安心だから」と回答しています。

■有機JASマーク



■ふくおかエコ農産物認証マーク



す。食品に関する安全・安心が不確かな状況だからこそ、消費者の関心が高くなっているとも言えます。

また、広域的な取り組みとしては、JA によるビニールハウス等の農業用廃プラスチックの回収も実施しており、環境意識の高まりとともに回収量は年間 50 トンを超えていま

■平成 23 年度環境保全型農業直接支援対策の実績

全国	カバークロップ等	冬季灌水管理	有機農業	計
面積(ha)	2,911	2,840	11,258	17,009

全国	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他	計
面積(ha)	7,809	2,343	2,306	878	3,674	17,009

うち福岡県	取組市町村数	実施面積(ha)
	14	134

[資料:農林水産省発表]

■市内で環境保全型農業に携わる農家数(平成 26 年 10 月現在)

エコファーマー (戸)	JAS (戸)	ふくおかエコ農産物認証制度 (戸)
3	0	53

[資料:福岡県食の安全・地産地消課聞き取り
ふくおかエコ農産物販売拡大協議会HPより抜粋]

(3) 農村

1) 都市と農村との交流

農村は、人口の減少や高齢化、社会資本の老朽化等に伴い、集落機能や地域活力の低下が進行しています。こうした状況を打開するには、農村に受け継がれている豊かな地域資源を最大限に活用しながら都市住民との交流を図ることで、新たな市場を創出し、農村における所得や雇用を増大させることが重要となります。

都市と農村との交流を図ることは、都市で暮らす人々と農村で農業を営む人々のお互いの地域の魅力や価値観を知り、共有しながら、理解を深める重要な取り組みです。

また、都市との交流により、都市住民や消費者ニーズにも応えることで、地域活性化とコミュニティの再生を図り、美しく伝統ある農村を次世代に継承していくことが可能になると考えられます。

農業・農村は、訪れる都市住民にゆとりや安らぎをもたらすことから、グリーン・ツーリズムや訪日外国人旅行者受入れの推進、子どもの農業・農村体験等の取り組みが進められています。

本市では、認定農業者の会で、学生が生産現場を見学すると共に生産者と交流する機会を設けたイベントを行っています。今後は農村の活性化に向けて、このような取り組みを積極的に推進していく必要があります。

2) 農業・農村の多面的機能

農業・農村の多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことをいいます。

また、このように農業の多面的機能は、農村で農業が継続して行われることにより私たちの生活に色々な「めぐみ」をもたらします。そのめぐみは、都市住民を含めた国民全体に及ぶものです。

しかしながら、本市においては、農地が工業用地、住宅地、道路等で転用され減少傾向にもあり、また近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。併せて、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する扱い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、本市においては、多面的機能支払交付金事業を活用して、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しており、平成26年12月現在、27組織が取り組みを行っています。

本市は農村という地域資源に恵まれており、このような多面的機能により利益を享受していることを広く市民に認識してもらえるように、啓発していく必要があります。

《主な多面的機能》

①国土保全

〔水田など雨水を貯める洪水防止、土壤浸食防止、土砂崩壊防止〕

○水田や畑の土壤は、雨水を一時的に貯留し、徐々に下流に流すことで洪水の発生を防止・軽減する働きがあります。水田は雨水による急激な水位の上昇を制御し地すべりなどを防止する働きがあります。畑地は作物による被覆効果により、土壤の流出を防ぐ働きがあります。

②水源涵養

〔水田など雨水を浸透させ地下水を豊かにする〕

○水田に利用されるかんがい用水や雨水の多くは地下に浸透し、良質な水として下流地域の生活用水等に活用されます。また、時間をかけて浸透し河川に還元することから、河川の流れを安定させる働きもあります。

③自然環境保全

〔家畜糞尿などの堆肥化、植物による大気浄化、気候緩和、多様な生物の生息地〕

- 農地で栽培される作物は蒸発散によって熱を吸収し、気温を下げる働きがあります。特に水田地帯では、水面からの水分の蒸発や作物からの水分の蒸散により空気が冷却され、市街地の暑さをやわらげる機能があります。
- 水田・畑などが持続的に管理されることによって、豊かな生態系を持った二次的な自然が形成・維持される働きがあり、生き物のすみかになる機能を有しています。

④良好な景観形成

〔営農活動による四季の農村風景(平地水田の広大な四季の風景、菜の花や桜)〕

- 農村で農業が営まれることにより、大地に作物が育つ姿と農家の家屋、その周辺の水辺や里山が一体となって醸し出す独特の雰囲気を有する景観が形成されています。

⑤文化の伝承

〔農業にまつわる歴史的風土、祭りや伝統芸能を守る〕

- 都市生活の中で失われつつある日本の年中行事や祭事の多くが、稻の豊作を祈る祭事などに由来しています。農村では、こうした行事や地域独自の祭りなどが、今も農業活動を通して地域の人々によって伝承されています。

⑥保健休養

〔きれいな水、すんだ空気、うつくしい緑、潤いと安らぎの空間を提供〕

- 農村の澄んだ大気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、訪れたものに癒やしや安らぎをもたらす機能を有しています。
- 農村で養育されている動植物や豊かな自然に触れることにより、生命の尊さ、自然に対する畏敬や感謝の念など人間の感性・情操がやさしく豊かに育てられます。
- 緑豊かな自然が維持された農村空間で園芸など実際に土に触れ、植物・動物を育てる農業が高齢者や障がい者にやさしい医療・介護・福祉機能を有しています。

〔多面的機能支払交付金事業の様子〕

■景観形成によるコスモス栽培



■共同作業による草刈り作業

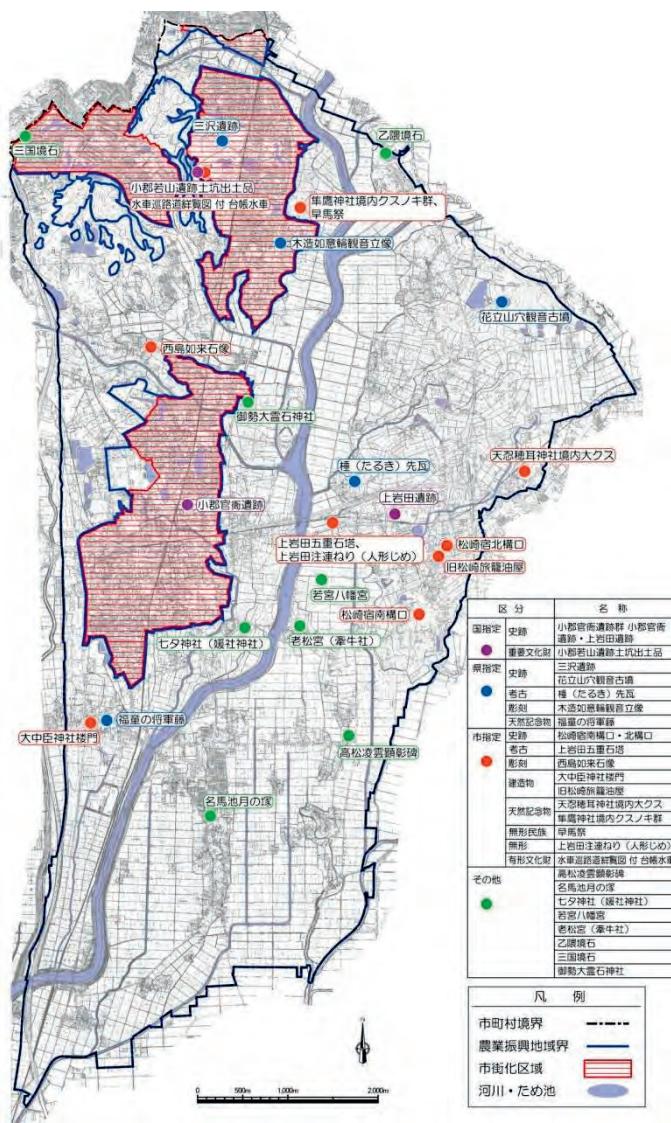


このような多面的機能のうち、国土保全・防災面においては、「小郡市洪水ハザードマップ」で、小郡市南部の広い範囲が浸水被害にあう可能性が示唆されています。これは、昭和28年6月に筑後川が氾濫した、いわゆる「28水」の教訓に基づき作成されたものですが、多くの農地や農村地帯が浸水するものと予想されます。

本市では、近年多くなつた風水害や地震、その他の災害に対する備えとして、小郡市災害時備蓄計画（平成24年12月策定）に基づき5,000人分の食料品や生活必需品等の資材を備蓄しています。その中でも、ストックすることが難しい生鮮品や飲料水については、平成25年1月にJAみいと「災害時備蓄に関する協定書」を交わし、災害発生時に米、野菜、飲料水、味噌等についての供給態勢の整備を図っています。

また、本市の歴史は古く、縄文期以降の数多くの遺跡・古墳などが散在し、また、博多へ通じる交通の要衝であったため、小郡官衙遺跡群や花立山觀音古墳等、多くの文化財、史跡が存在します。このような資源の他、早馬祭等の農村地域における伝統的な行事や祭り等についても、次の世代へと継承していく必要があります。

■小郡市内の文化財の位置



[資料:小郡市農村環境計画 H24.3]

■早馬祭（乙隈）



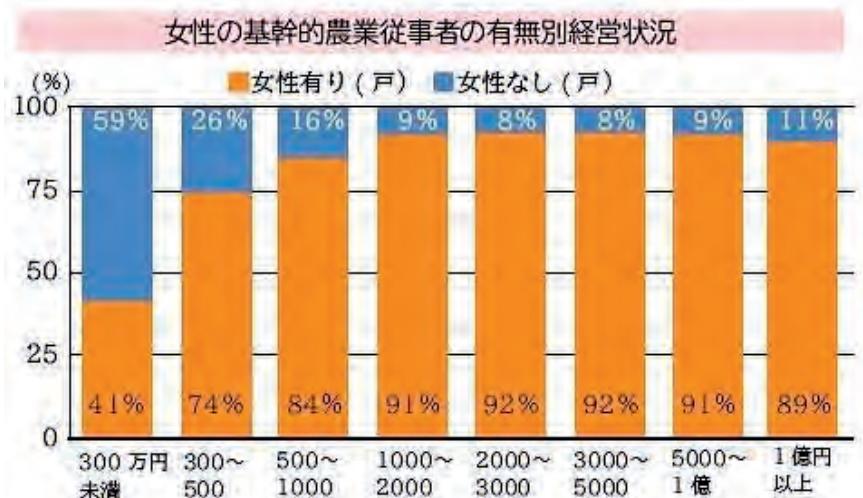
3) 農村における男女共同参画社会の確立

少子高齢化や人口減少、不安定な経済状況など、社会を取り巻く環境は変化し続けており、人々の価値観や生活スタイルにも変化や多様性をもたらしています。そのような中で、全ての人が性別に関わらず、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市においては、平成16年に「小郡市男女共同参画計画」を策定し、各種施策の推進を図ってきました。平成26年には、これまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる「第2次小郡市男女共同参画計画」を策定しています。

農業分野においては、市内の農家の多くは家族で経営をしています。しかし、身内だからこそ、勤務・労働条件が不明瞭なまま仕事に従事しているという実態があります。こうした状況を改善するために、経営主とその家族間で協定を締結し、賃金や休暇制度について文書で確認することで、お互いを尊重し合うことができるような取り組みを行っています。

2010年農林業センサスの統計結果からは、女性の「基幹的農業従事者※」が経営に携わっている農家ほど販売金額が大きいということが明らかになっています。こうした観点からも、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女が共に働きやすい職場環境づくりを行っていくなどのより一層の取り組みが必要とされています。



[資料：農林水産省 2010農林業センサス(リーフレット)]

※「基幹的農業従事者」とは、「農業のみに従事している者」及び「農業と農業以外の両方に従事している者で農業の従事日数の方が多い者」のことをいいます。

第3章

目指す食料・農業・農村の姿

第3章 目指す食料・農業・農村の姿

第1節 基本理念

小都市食料・農業・農村基本条例第2条に下記のような基本理念が示されています。

「小都市食料・農業・農村基本条例」第2条(基本理念)より

食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

第2節 目指す食料・農業・農村の姿

条例第2条の基本理念を踏まえ、目指すべき小都市の食料・農業・農村の姿を以下のように定めました。

「食」と「農」を協働で育み、健康で豊かに暮らせるまち・おごおり

〔食料〕



〔農業〕



〔農村〕



目指す食料・農業・農村の姿や条例第7条に示された10項目の基本的な施策を踏まえて、食料、農業、農村の各分野における将来像を以下のように定めました。

食料像の基本的な考え方

H26年2月アンケート結果によると、市内の直売所で購入している人は約15%に留まっていますが、直売所で購入する理由は、「新鮮で品質が良い」「価格が安い」「安全で安心だから」が圧倒的に多く、地元で生産された農産物が求められています。地域で生産された食料は、地域で消費されるという地産地消の推進を通じて健康で豊かな食生活の実現を進めることが重要です。

食料像 地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現

農業像の基本的な考え方

緑園都市・おごおりを推進するためには、持続的な農業の確立をめざす必要があります。そのためには、多様な担い手の育成を行い、農業経営の安定が確立され「職業として選択できる農業」を展開することが重要です。

農業像 多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展

農村像の基本的な考え方

生産者と市民を含む消費者が、農業や農村における交流・イベント等を通して、農村の多面的機能等に対する理解を得ながら、美しい自然と調和した農村づくり、田園都市・緑園都市・おごおりの農村振興を推進することが重要です。

農村像 市民交流による田園都市・おごおりの推進

第3節 施策体系と施策の目標値

(1) 施策体系

基本理念 (条例第2条)	目指す 食料・農業・農村の姿	基本的施策 (条例第7条)
<p>食 料</p> <p>食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。</p>	<p>食 料 像</p> <p>地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現</p>	<p>(1) 消費者が安全で安心できる農産物を入手し、食及び農に対する信頼関係を築くため、消費者が求める産地情報の提供等の施策</p> <p>(2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に関する教育による健全な食生活への理解の促進並びに地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の発展と継承に必要な施策</p> <p>(7) 農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに消費者の連携の強化等による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策</p>
<p>農 業</p> <p>農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。</p>	<p>農 業 像</p> <p>多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展</p>	<p>(3) 農業経営に意欲のある担い手とその後継者の育成及び確保に必要な施策並びに女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策</p> <p>(4) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策</p> <p>(6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入、産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営の確立並びに競争力のある産地の育成に必要な施策</p> <p>(8) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による地力の増進等に基づく環境にやさしい有機農業の推進並びに自然循環機能の維持増進に必要な施策</p>
<p>農 村</p> <p>農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。</p>	<p>農 村 像</p> <p>市民交流による田園都市・おごおりの推進</p>	<p>(5) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策</p> <p>(9) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策</p> <p>(10) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による男女共同参画社会の確立に必要な施策</p>

基本的施策の方向と施策・事業
(各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ推進する)

評価指標

(1) 地元産農産物の信頼の確保

- 1) 消費者が求める産地情報等の提供
- 2) 安全で安心できる農産物の流通

a. 地元産農産物の情報提供を行います

(2) 食育の推進、地域特有の食文化の発展と継承

- 1) 食育推進計画(おごおり食育プラン)の推進
- 2) 食と農をむすぶ取り組みの推進

b. 学校等で食育に取り組みます
c. 食農体験に取り組みます

(3) 地元産農産物の域内での流通及び消費の促進

- 1) 地産地消の推進

d. 市内直売所の認知度を高めます
e. 市内直売所の年間利用者数を増やします
f. 学校給食への地元産農産物の使用率(学校給食自給率)を向上させます

(1) 多様な担い手の育成・確保

- 1) 認定農業者等の担い手の育成・確保
- 2) 新規就農者及び後継者の育成・確保
- 3) 女性・高齢農業者等の多様な担い手への支援

g. 認定農業者数を増やします
h. 集落営農等の法人化を推進します
i. 新規就農者数を増やします

(2) 収益性の高い農業経営の確立、競争力のある産地の育成

- 1) 収益性が高く安定的な農業経営の確立と地域農業の維持確保
- 2) 産地銘柄の確立(ブランド化)と6次産業化の促進

j. 販売金額年間1千万円以上の農業経営体を増やします
k. 農地の流動化による担い手への集積面積を増やします
l. 農地の利用権設定率を向上させます

(3) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保

- 1) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備・更新
- 2) 遊休農地の解消等による優良農地の確保

m. 農業用施設等を計画的に更新します
n. 耕作放棄地の発生を抑制します

(4) 環境保全型農業の推進と自然循環機能の維持

- 1) 環境に配慮した農業生産の推進
- 2) 自然循環機能の維持増進

o. 環境に配慮した農業生産に取組む農家を増やします
p. 環境保全型農業直接支援対策の取組み面積を増やします

(1) 農業・農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進

- 1) 農業及び農村に関する情報の提供
- 2) 農村(生産者)と都市(消費者)との交流の促進

q. 農業・農村に関するイベント情報を提供します
r. 小都市食料・農業・農村基本条例及び基本計画の認知度を高めます

(2) 多面的機能を発揮させる環境整備の推進

- 1) 農業・農村の多面的機能の維持・向上
- 2) 農村の景観等を活かした地域振興

s. 多面的機能を発揮させる環境整備を進めます

(3) 女性農業者の地位向上、男女共同参画社会の確立

- 1) 女性農業者の地位向上
- 2) 女性農業者の地域における意思決定の場への参画促進

t. 家族経営協定締結数を増やします
u. 農政関連の委員会等への女性の登用率を向上させます

(2) 施策の目標値

本市が目指す食料・農業・農村の姿である、『「食」と「農」を協働で育み、健康で豊かに暮らせるまち・おごおり』の実現のため、本市の食料・農業・農村の現状と課題を踏まえ、「食料」「農業」「農村」の分野ごとに具体的に目標値を設定し、取り組みます。

《評価指標を目指した目標値》

■ 食料 「地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現」

a. 地元産農産物の情報提供を行います

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
地元農産物の情報提供数	3回 (平成25年度)	15回 (平成36年度)

【現状値】：市農業振興課把握値

【目標値】：単年度目標値(月1回)

b. 学校等で食育に取り組みます

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
食育等に取り組んでいる小中学校数(農業体験等含む)	13校 (平成25年度)	13校 (平成36年度)

【現状値】：おごおり食育プラン(平成24年8月作成、現況年度は平成22年度)

【目標値】：取り組みの内容の充実

c. 食農体験に取り組みます

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
農業関連イベントの開催数	2回 (平成25年度)	4回 (平成36年度)

【現状値】：市農業振興課把握値

【目標値】：単年度目標値

d. 市内直売所の認知度を高めます

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
市内直売所の認知度	71% (平成25年度)	80% (平成36年度)

【現状値】：市民アンケート(平成26年2月実施)による

【目標値】：現状値の約10%増

e. 市内直売所の年間利用者数を増やします

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
市内直売所の年間利用者数	148 千人 (平成 25 年度)	200 千人 (平成 36 年度)

【現状値】: 「宝満の市」「めぐみの里」からの聞き取り数

【目標値】: 現状値の約 30%増

f. 学校給食への地元産農産物の使用率(学校給食自給率)を向上させます

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
市内小中学校給食への地元産農産物の使用率(学校給食自給率)	16.7 % (平成 25 年度)	30.0 % (平成 36 年度)

【現状値】: 「小都市食と農推進協議会」資料より

【目標値】: 「第2次食育推進基本計画」(国)の目標値より

■ 農業「多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展」

g. 認定農業者数を増やします

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
市が認定した農業経営改善計画の認定経営体数	122 経営体 (平成 26 年度)	132 経営体 (平成 36 年度)

【現状値】: 小都市認定件数(H26.10.20 現在)

【目標値】: 市総合振興計画目標値(現状値の 10%増)

h. 集落営農等の法人化を推進します

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
集落営農等の法人化数	3 法人 (平成 26 年度)	6 法人 (平成 36 年度)

【現状値】: 市農業振興課把握値(H26.10 月末現在)

【目標値】: 市総合振興計画目標値(現状値の倍増)

i. 新規就農者数を増やします

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
新規就農者数(農業後継者含む)	4 人／年 (平成 25 年度)	5 人／年 (平成 36 年度)

【現状値】: 平成 25 年度福岡県青年農業者及び新規就農者実態調査結果

【目標値】: 単年度目標値

j. 販売金額年間1千万円以上の農業経営体を増やします

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
販売金額年間1千万円以上の農業経営体数	61 経営体 (平成 22 年度)	74 経営体 (平成 36 年度)

【現状値】: 2010 年世界農林業センサス(農産物販売金額規模別農家数)より

【目標値】: 現状値の約 20% 増(30 経営体(700 万円以上～1,000 万円未満)の約半分)

k. 農地の流動化による担い手への集積面積を増やします

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
認定農業者等の担い手に利用集積される農用地の面積シェア	75.8 % (平成 24 年度)	80.0 % (平成 36 年度)

【現状値】: 市農業振興課把握値

【目標値】: 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成 26 年 9 月改正)目標値

l. 農地の利用権設定率を向上させます

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
農地の利用権設定率	42.9 % (平成 25 年度)	50.0 % (平成 36 年度)

【現状値】: 市総合振興計画現状値(平成 25 年度農業委員会)

【目標値】: 現状値から 1% 弱／年の増

m. 農業施設等を計画的に更新します

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
①県営両筑平野かんがい排水二期事業の進捗率	0 % (平成 26 年度)	43 % (平成 36 年度)
②ため池等整備事業や農業用河川工作物応急対策事業等の取り組み数	2 箇所 (平成 26 年度)	2 箇所 (平成 36 年度)

【現状値】: ①平成 26 年 4 月 1 日現在の進捗率 0 %

【目標値】: ①平成 26～48 年度事業 10 年/23 年=0.43

【現状値】: ②平成 26 年度に市内で事業を実施している箇所数

【目標値】: ②単年度目標値

n. 耕作放棄地の発生を抑制します

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
耕作放棄地の面積	2.7 ha (平成 25 年度)	2.7 ha (平成 36 年度)

【現状値】: 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査 (平成 25 年度調査値)

【目標値】: 現状維持

o. 環境に配慮した農業生産に取り組む農家を増やします

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
ふくおかエコ農産物認証制度、エコファーマー、有機農産物(有機JAS)の認定者数	53 戸 (平成 25 年度)	65 戸 (平成 36 年度)

【現状値】: 市農業振興課把握値(平成 25 年 4 月現在の県認定数)

【目標値】: 市総合振興計画目標値(現状値の 20% 増)

p. 環境保全型農業直接支援対策の取り組み面積を増やします

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
環境保全型農業直接支援対策による取り組み面積	0 ha (平成 25 年度)	70 ha (平成 36 年度)

【現状値】: 市農業振興課把握値

【目標値】: 目標値として設定

■ 農 村 「市民交流による田園都市・おごおりの推進」

q. 農業・農村に関するイベント情報を提供します

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
農業・農村との交流イベント情報の提供数	4 回 (平成 26 年度)	20 回 (平成 36 年度)

【現状値】: 市農業振興課把握値 (平成 26 年 10 月末現在)

【目標値】: 目標値として設定

r. 小都市食料・農業・農村基本条例及び基本計画の認知度を高めます

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
小都市食料・農業・農村基本条例及び基本計画の認知度	2.4 % (平成 25 年度)	50 % (平成 36 年度)

【現状値】: 市民アンケート(平成 26 年 2 月実施)による

【目標値】: 目標値として設定

s. 多面的機能を発揮させる環境整備を進めます

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
①農地維持支払交付金事業に取り組む組織数	27 組織 (平成 26 年度)	29 組織 (平成 36 年度)
②資源向上支払事業（共同活動）に取り組む組織数	24 組織 (平成 26 年度)	25 組織 (平成 36 年度)

【現状値】：市農業振興課把握値(平成 26 年 10 月末現在)

【目標値】：目標値として設定

t. 家族経営協定締結数を増やします

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
市が立会人となった家族経営協定の累計締結数	21 件 (平成 26 年度)	56 件 (平成 36 年度)

【現状値】：市農業振興課把握値(平成 26 年 10 月末現在)

【目標値】：現状値の約 2.5 倍増

u. 農政関連の委員会等への女性の登用率を向上させます

内 容	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
市が委嘱・任命する農政関連の委員会等への女性の登用率	28.6 % (平成 25 年度)	36.0 % (平成 36 年度)

【現状値】：市農業振興課把握値(平成 26 年 10 月末現在)

【目標値】：第 2 次小都市男女共同参画計画(H26～35 年度：審議会等委員への女性登用の推進目標値)

第4章

基本となる施策

第4章 基本となる施策

第1節 地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現

(1) 地元産農産物の信頼の確保

1) 消費者が求める産地情報等の提供

○農産物の安全性等に関する生産者と消費者の信頼関係を構築するため、情報発信等を行い、情報の共有を図り、生産者と消費者の相互理解を促進します。

2) 安全で安心できる農産物の流通

○農産物の安全・安心確保のための取り組み（生産履歴、ポジティブリスト制度、生産工程管理（GAP）等）を促進し、安全で安心できる農産物の生産・流通を支援します。

○安全で安心できる農産物の流通を促進するため、小郡産（新鮮で安全・安心）であることを示す取り組みについて、関係団体・機関等と検討を行います（農産物安全・安心マーク等）。

■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<p>○安全で安心できる農産物の生産と供給に努めます。</p> <p>○生産した農産物の情報を発信しながら、消費者との情報交換を行い、積極的な交流を図ります。</p>
市 民（消 費 者）	<p>○小郡市産の農産物を積極的に購入するよう努めます。</p> <p>○農産物の安全性について正しく理解するよう努めます。</p>
事 業 者	<p>○適正な生産履歴表示を行い、消費者に対して、安全・安心な商品提供を行います。</p> <p>○小郡市産農産物の積極的な流通に努めます。</p>

■栽培講習会



■生産地の視察（情報共有）



(2) 食育の推進、地域特有の食文化の発展と継承

1) 食育推進計画(おごおり食育プラン)の推進

- 「食」や「農」に係る施策を総合的かつ体系的に推進していくための方向性や体制整備を示した、小郡市食育推進計画(おごおり食育プラン)に掲げた目標の達成に向け取り組みを推進していきます。

「小郡市食育推進計画(おごおり食育プラン)」の基本理念

すべての市民が多様な交流の場を通してふれ合い、
生涯を通して心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、
生きる力を身につける食育を目指します

	基本目標	重点目標
1. 家庭における食育の推進	家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることで、子どもたちが食に関する知識やマナー、感謝の気持ちやあいさつ習慣等を身につけ、社会性を育むことができるよう支援します。	食への関心を深め、家族で楽しく食事をしよう
2. 地域における食育の推進	さまざまな食農体験を通して、日々の食生活が自然の恩恵と生産者を始めとする多くの人々の苦労や努力によって支えられていることを実感できるよう、地域全体で学び、地産地消を含め食文化の伝承を図ります。	人と人とのつながりを大切にし、地域全体で食への意識を高めよう
3. 幼稚園・保育所・学校における食育の推進	食べることに興味を持ち、食事の大切さ、適切に食を選択する力など、子どものうちに健全な食生活の基礎を習得できるよう支援します。	食に関する体験を通して、健全な食生活の基礎を身につけよう

2) 食と農をむすぶ取り組みの推進

- 農作業現場での体験や調理実習への地元産農産物の使用等により、子ども世代への食と農の体験を通じた食育を推進します。
- 食育の一環として、小郡市食と農推進協議会による学校給食への取り組みを推進し、教育現場と生産現場の理解促進と連携を図っていきます。
- 郷土料理を学校給食等で提供するなど地域固有の食文化を伝え、継承していきます。
- 食と農を通じた体験や食育教育を推進するために、食と農をむすぶ場の提供や支援を行います。
- 県産農林水産物の消費拡大等を推進する「食育・地産地消ふくおか県民会議※」と一体となった取り組みを推進します。

■児童の田植え体験



■園児の芋苗の定植体験



■郷土料理（柿の葉寿司）



■郷土理（がめ煮）



■各主体の取組方針

主　　体	取　　組　　方　　針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○食農体験を積極的に受け入れる体制づくりを進めます。 ○生産した農産物を通じて、農業や食の大切さ、地域固有の食文化を伝えています。
市民（消費　者）	<ul style="list-style-type: none"> ○家族で楽しく食事をしながら、食への感謝の気持ちを持ち続けるように努めます。 ○食生活の大切さや地域特有の食文化に対して正しく理解するよう努めます。
事　業　者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における食の大切さや感謝の気持ち等の意識を高めるような、情報発信に努めます。

※「食育・地産地消ふくおか県民会議」とは、県民の健康で豊かで、安全・安心な生活の実現と本県農林水産業への県民の幅広い支持と農林水産業の発展のため、農林水産、教育、商工、保健医療介護の関係団体と行政で構成した、食育や地産地消を県民運動として展開することを目的としています。

(3) 地元産農産物の域内での流通及び消費の促進

1) 地産地消の推進

- 市内2カ所ある直売所の充実の検討とともに、地産地消にとどまらず、都市交流や地域振興の拠点となる魅力ある直売所の設置等に向け、JAみいをはじめとする関係団体、関係機関、関係各課等と協議を行っていきます。
- 小郡市食と農推進協議会で取り組んでいる市内小中学校の学校給食への地元産農産物の供給の充実を図り、使用率(学校給食自給率)の向上を促進します。
- 地元産農産物を積極的に使用する飲食店等の普及をめざし、地産地消応援店舗(仮称)等として支援する制度を検討し、地産地消の推進を図ります。
- 農業者、農業団体と連携して、イベント等を開催し地元産農産物の情報発信に努めます。
- 買い物弱者への対応について、関係団体や行政機関と協議し、検討していきます。

■認定農業者の収穫祭



■地元食材を使った給食



■各主体の取組方針

主　　体	取　　組　　方　　針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○市内小中学校の学校給食へ地元産農産物の供給を積極的に行います。 ○直売所等への地元産農産物を出荷し、地産地消の推進に努めます。
市　民(消費　者)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の直売所を積極的に利用します。 ○地元産の農産物を積極的に購入するとともに、市民に広めていき、地産地消の取り組みに協力します。
事　業　者	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の直売所を積極的に利用します。 ○地元産農産物を積極的に使用し、地域農業及び産業の活性化に努めます。 ○地元産農産物を紹介するイベント等に積極的に参加します。

第2節 多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展

(1) 多様な担い手の育成・確保

1) 認定農業者等の担い手の育成・確保

- 地域の農業を担う中核的な農業者を育成するために、経営意欲のある農業者を、認定農業者として位置付け、積極的な支援を行っていきます。
- 集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため、関係機関と連携し、「人・農地 プラン」の展開を図り、認定農業者等の担い手の確保を行っていきます。
- 認定農業者、集落営農組織等の担い手に対して、県や農業団体、学識経験者等との連携により、講習会や研修会を開催し、経営資質の向上を図ります。
- 地域農業の効率的・安定的な経営体として永続性を確保するために、関係機関と連携して集落営農組織の法人化を支援します。

2) 新規就農者及び後継者の育成・確保

- 新規就農者や就農希望者等に対して情報発信しながら、関係機関・団体と連携を図り、求める情報や基礎知識等を提供する相談窓口等を充実します。
- 国、県の就農支援制度の活用を図り、新規就農者支援を推進します。
- 就農希望者に対して、就農における初期負担の軽減や地域における実習受入の体制づくり等の支援方法について関係団体・機関等と検討を行います。
- 本市の農業の将来を担う、後継者等の若年農業者の団体への活動支援を行います。

3) 女性・高齢農業者等の多様な担い手への支援

- 女性農業者に対して、県や農業団体、学識経験者等との連携により、講習会や研修会を開催し、女性同士のネットワークを形成していくための情報交換の場を設けるとともに、女性の視点や発想を活かした農業経営の発展を図ります。
- 実年農業者に対して、地域農業の担い手となるよう関係機関・団体と連携して技術習得等の支援を行います。
- 高齢農業者に対して、関係団体・機関等と連携を図り、蓄積された豊富な知識や経験、技術が生かせる場づくりについて支援します。

〔担い手の活動風景〕

■認定農業者の軽トラック市



■4Hクラブと幼稚園児の餅つき



■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した農業経営を目指して、認定農業者制度を活用します。 ○地域農業の安定性を確保するため、集落営農組織の法人化を進めます。 ○後継者や担い手の確保に努めるとともに、新規就農者等の多様な担い手に対して丁寧に指導しながら、育成していきます。
市 民（消 費 者）	<ul style="list-style-type: none"> ○農業への興味を深め、自ら農業参入や援農など、農業への積極的な参画に努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業の振興における、多様な担い手の育成・確保の重要性を理解し、取り組みに協力します。

(2) 収益性の高い農業経営の確立、競争力のある産地の育成

1) 収益性が高く安定的な農業経営の確立と地域農業の維持確保

- 大消費地に向けた収益性が高く安定的な農業経営を促進する一方、地域に向けた家族農業経営の維持等を図るために、それぞれの特性に応じた農業振興を推進します。
- 国、県、市等の補助事業の活用と資金制度を有効に活用し、農業機械の導入や農業施設等の整備を行い、農作業の効率化、生産コストの低減等に取り組み、収益性の高い農業経営の確立と競争力のある産地の育成を推進します。
- 野菜、花き、畜産等のブランド化など、消費者ニーズに即した経営の多角化を図るため、関係機関・団体と連携して相談窓口の設置や研修会の開催等の支援を行います。
- 地域農業の持続的な発展をめざし、土地利用型農業における、集落営農組織の育成・再編を促進するため、営農組織間の情報交換や農地の利用集積等の協議・情報共有化を進め、人材育成、農作業の共同化などの組織運営について関係機関・団体と連携して支援を行います。
- 担い手の経営基盤強化のために、農地中間管理事業等を活用して農地の流動化を図り、担い手への農地集積を推進します。
- 雇用労力を活用して規模拡大を図り、経営基盤の強化を目指す雇用型農業経営の確立に向け、関係機関・団体と連携して支援を行います。
- 法人化志向農業者に対し、関係機関・団体と連携して研修会等による法人化支援を行い、経営基盤の維持・強化を促進します。
- 鳥栖ジャンクションや筑後小郡インターチェンジ等、全国市場に向けた交通の利便性を活かした産地づくりや出荷体制の充実を促進します。

■大規模な畠作



■集落営農組織の法人化研修会



■麦の収穫作業



■大豆の防除作業



2) 産地銘柄の確立(ブランド化)と6次産業化の促進

- 小郡産農産物の認知度を高めるために、農業者・農業団体等との連携を図り、市内外への情報発信に向けた取り組みを推進していきます。
- 農業・農村が持つ資源に新たな付加価値をもたらすために、ブランド化や農商工連携、6次産業化の推進をめざし、農業者と関係団体等とのネットワークを構築し連携を図ります。
- 新たな付加価値を持った商品開発を推進していくために、事業者や食に係る教育機関等と連携を図っていきます。
- 安定した販路の確保と拡大のため、安全性等の付加価値による産地確立をめざし、農業生産工程管理(GAP)等の導入・普及を促進します。

■みずな（ハウス栽培）



■イチゴ（高設栽培ハウス）



■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○収益性が高く安定的な農業経営を確立するため、規模拡大や低コスト・高効率化を図り、競争力のある産地の育成に努めます。 ○家族経営農家は、中小規模という特性を活かし、地域農業の発展に努めます。 ○活用されない農地が発生する場合は、担い手への農地集積を図ります。 ○交通利便性の高さを活かした産地づくりや出荷体制の充実を図ります。 ○農業経営方針を明確にして、効率的な生産体制に努めています。 ○ブランド化による付加価値の創出や6次産業化等に向け、積極的に取り組みます。
市 民（消 費 者）	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者の収益性を確保できるように、地元農産物の利用に協力します。 ○ブランド化による付加価値の創出や6次産業化等に向けた取り組みに積極的に関わります。 ○小郡産のブランド農産物を積極的に購入するとともに、積極的な周知に努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者が収益性を確保できるように、地元農産物の流通・利用に努めます。 ○ブランド化による付加価値の創出や6次産業化等に向け、積極的に取り組みます。

(3) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保

1) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備・更新

- 農業生産基盤の整備を推進し、競争力ある産地の強化を図っていきます。
- 農業用施設を計画的に更新し、施設の有効活用や長寿命化を図ります。
- 自然災害による周辺地域への被害を防ぐために、計画的にため池や堰等を改修します。

2) 遊休農地の解消等による優良農地の確保

- 農地法の遵守や農業振興地域整備計画の適正な管理により、一定のまとまりのある優良農地を確保します。
- 農業委員会による農地パトロールにより、耕作放棄地の実態を把握し、改善指導を行うことで、耕作放棄地の減少に努めます。
- 耕作放棄地を未然に防止するため、農地中間管理事業の活用など、農地の有効活用及び維持管理の促進を図ります。

■農業用施設（立石分水工改修後）



■耕作放棄地農地パトロール



■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 鈴
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○農地や農業用用排水路、農道、ため池等の維持管理を行います。 ○耕作していない農地の発生を抑制するために、地域全体で農地の有効活用に取り組みます。
市 民 (消 費 者)	<ul style="list-style-type: none"> ○美しい農村景観を保全するための取り組みに参加します。 ○農地、農業用用排水路、農道、ため池等の維持管理への協力に努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○農地、農業用用排水路、農道、ため池等の維持管理への協力に努めます。

(4) 環境保全型農業の推進と自然循環機能の維持

1) 環境に配慮した農業生産の推進

- 自然環境の保全と環境負荷軽減をめざし、環境に配慮した農業生産を推進します。
- 環境に配慮した農業生産の推進のため、環境保全型農業直接支援対策に取り組むとともに、エコファーマー認定制度や有機 JAS 認証制度、ふくおかエコ農産物認証制度の促進に努めます。
- 環境保全型農業の取り組みについて、情報提供に努め理解促進を図ります。
- JA が行っている農業用廃プラスチック回収事業へ支援を行います。

■ふくおかエコ農産物認証制度
認証マーク



2) 自然循環機能の維持増進

- JA みいの土づくりセンター(堆肥センター)を活用し、家畜排せつ物に関する畜産環境問題について解決の促進を図るとともに、生産される堆肥を重要な土づくりの資源として供給する取り組みを支援します。
- 耕種農家と畜産農家との連携による自然の循環機能を活用した農業を推進します。

■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 鈑
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○土づくりには有機肥料の積極的な利用を図ります。 ○減農薬、減化学肥料による生産に努めます。 ○環境に配慮して生産した、安全安心な農産物の積極的な周知に努めます。
市 民 (消 費 者)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮して生産した農産物の価値を理解するとともに、積極的な利用に努めます。 ○農産物の生産方法に关心を持つように努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮して生産した農産物の価値を理解するとともに、積極的な活用に努めます。 ○農産物の生産方法に关心を持つように努めます。

第3節 市民交流による田園都市・おごおりの推進

(1) 農業・農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進

1) 農業及び農村に関する情報の提供

- 農業・農村の持つ多面的機能について、行政等のメディアを活用し、情報発信を行い、市民の理解と交流の促進を図っていきます（収穫情報や農業の営みから生まれる農村風景、地域の祭り、伝統行事等）。

■伝統行事の人形じめ



■4Hクラブと幼稚園児の芋ほり体験



2) 農村（生産者）と都市（消費者）との交流の促進

- 農業を通じた交流の場、市民の理解の場として、自然や土とのふれあいの場づくりを推進します。
- 福岡都市圏等の住民だけでなく、市北部の市民についても、農業体験や農業関係イベント等を通して都市と農村との交流を図っていきます。
- 市民農園の利用を促進するとともに、関係機関・団体と連携して栽培講習会等を開催し、市民が農業と触れ合う機会を設けます。

■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 鈑
農業者・農業団体	○農業体験の希望者を積極的に受け入れ、農業、農村の素晴らしさや役割を都市住民に伝えるよう努めます。
市 民（消 費 者）	○農業、農村の持つ魅力を、体験や学習を通して理解するよう努めます。 ○都市と農村との交流活動への参加に努めます。
事 業 者	○農業、農村の持つ多面的機能を理解するよう努めます。 ○都市と農村との交流を促進する活動への参加に努めます。

(2) 多面的機能を発揮させる環境整備の推進

1) 農業・農村の多面的機能の維持・向上

○農業・農村の持つ多面的機能の発揮のため、多面的機能支払交付金事業を活用し、各地域における農地や農業用水利施設の維持保全の取り組みを支援します。

○農業用施設や農村環境等の整備については、農村環境計画に基づき、自然環境への配慮を行います。

■多面的機能としてのポピー祭り



■伝統行事の獅子舞



2) 農村の景観等を活かした地域振興

○貴重な地域資源である田園景観等について、マップ等を作成するとともに、観光散策ルートの普及と併せて、地域振興へつなげるための情報発信に努めます。

■観光散策ルート（小郡市HP）



■各主体の取組方針

主　　体	取　　組　　方　　針
農業者・農業団体	○農業農村の多面的機能の維持・向上に努めます。
市民（消費者）	○農村部が取り組んでいる多面的機能の保全等に関する事業を理解し、積極的に協力します。
事業者	○農村部が取り組んでいる多面的機能の保全等に関する事業を理解し、積極的に協力します。

(3) 女性農業者の地位向上、男女共同参画社会の確立

1) 女性農業者の地位向上

- 女性農業者の起業を支援し、女性農業者の経営参画の機会の充実を促進します。
- 家族での農業経営において就業条件等の取り決めを行なう「家族経営協定」の締結を推進し、女性農業者を含む家族みんなが主体的に経営に参画できるよう努めます。

2) 女性農業者の地域における意思決定の場への参画促進

- 農業者団体の役職者に女性農業者の就任を促すなど団体・地域における意思決定の場への参画を促進します。
- 農業委員をはじめとする、農業政策の意思決定の場における女性農業者の登用を促進します。

■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○家族経営協定の意義を理解し、締結に努めます。 ○農村地域での男女の役割を見直し、家庭や地域で実践していきます。 ○農業団体や地域組織などの代表に女性農業者を積極的に登用します。
市 民 (消 費 者)	<ul style="list-style-type: none"> ○女性農業者の実情についての理解を深めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○女性農業者の実情を理解し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

■女性農業者の活動の様子

農業の基礎知識の習得や経営参画促進を目的に開催された、三井地区女性農業者経営セミナー



■女性農業者の活動の様子

女性農業者を対象にしたパートナー研修会として行われた農場視察



第5章

施策の推進に向けて

第5章 施策の推進に向けて

第1節 各主体の役割

小郡市食料・農業・農村基本条例第3条から第6条において以下のような、市、農業者及び農業団体の責務と市民、事業者の役割が記述されているため、各主体の責務と役割を果しながら、力を合わせて施策に取り組んでいきます。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」より

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な農業生産及び魅力ある農村づくりに主体的に取り組む責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業に関わる全ての事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な利用と消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

第2節 計画の推進体制

(1) 小郡市食料・農業・農村政策審議会

計画の進捗状況を学識経験者や各種団体及び関係行政機関からなる小郡市食料・農業・農村政策審議会に報告し、意見及び提言を受けながら推進します。

(2) 明日の小郡の農業を考える会

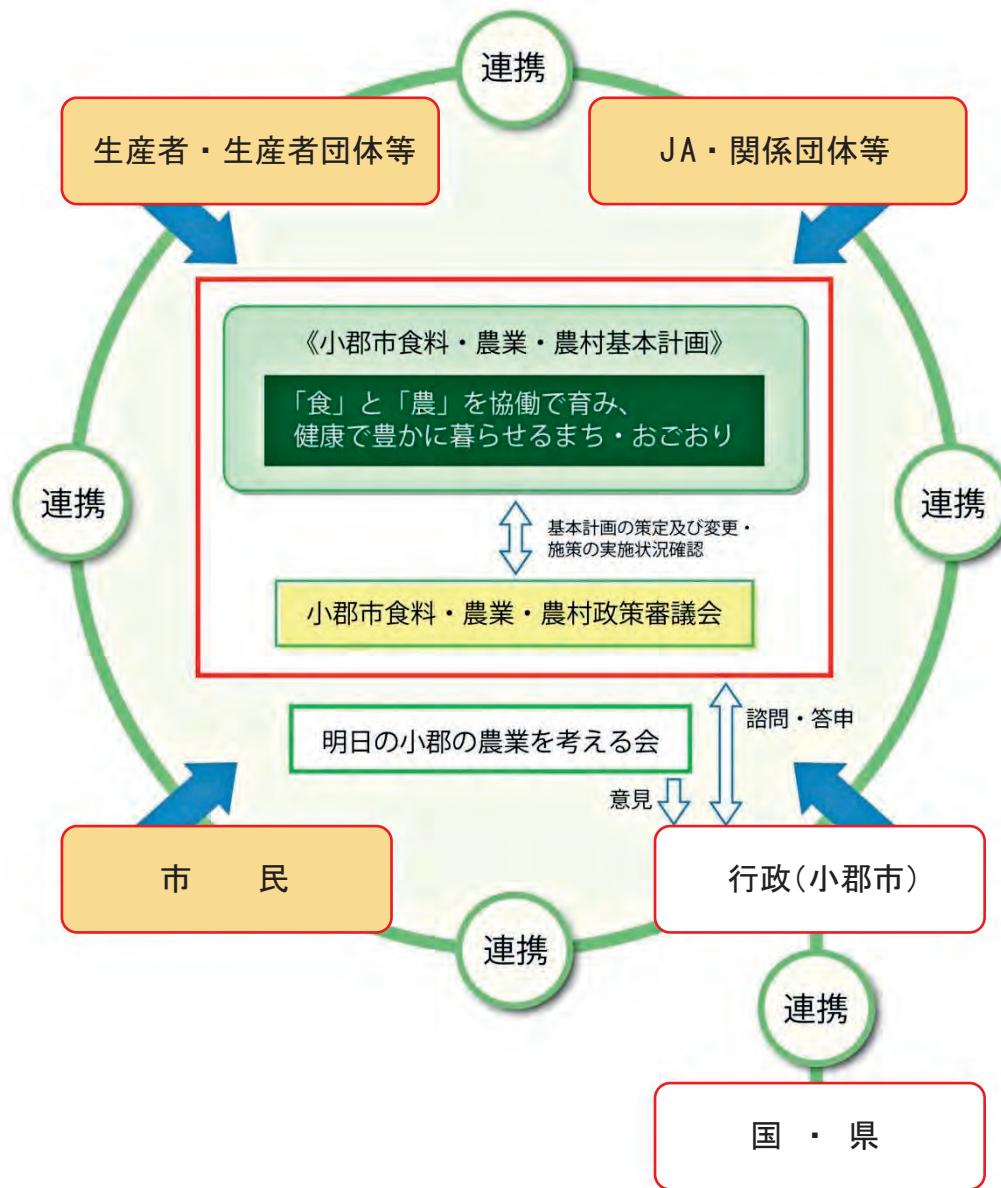
本計画の策定にあたって組織した市民や農業者、農業団体等からなる明日の小郡の農業を考える会を継続し、意見交換をしながら計画を推進していきます。

第3節 計画の進行管理

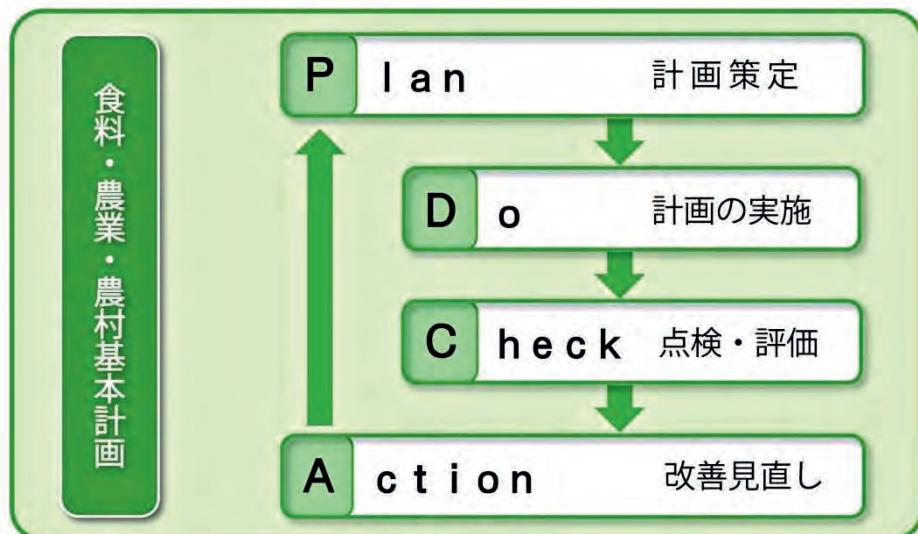
計画の進行管理は、Plan(計画の策定)、Do(計画の実行)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という、PDCAサイクルによる継続的な計画の推進と改善を図りながら行います。

施策・事業等の進捗状況に関する点検・評価は毎年実施するものとし、その成果については小郡市食料・農業・農村政策審議会に報告して、意見を聞きながら改善を図っていき、市のホームページ等で公表するものとします。

《基本計画の推進体制イメージ》



《計画の進行管理図》



資料編

《資料編》

資料1	策定の経過	1
資料2	小郡市食料・農業・農村基本条例	2
資料3	小郡市食料・農業・農村政策審議会規則	5
資料4	小郡市食料・農業・農村政策審議会委員名簿	6
資料5	諮詢書	7
資料6	答申書	8
資料7	明日の小郡の農業を考える会名簿	9
資料8	用語集	10

資料1 策定の経過

日付	内容
平成26年2月19日～3月12日	市民アンケート調査の実施
平成26年2月25日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第1回 (委嘱状交付、会長・副会長選出、計画策定手順の審議)
平成26年2月28日	小郡市議会都市経済常任委員会と小郡市食料・農業・農村政策審議会との意見交換会
平成26年5月30日	農業と食料問題講演会「国際化時代の農業と地域の課題」 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部 甲斐諭 学長
平成26年7月2日	明日の小郡の農業を考える会:第1回 (趣旨説明、自己紹介、自由な意見交換)
平成26年7月18日	明日の小郡の農業を考える会:第2回 (1回目の意見を分野ごとに整理した資料を基に引き続き意見交換)
平成26年8月8日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第2回 (委嘱状交付、現状と課題及び計画骨子の審議)
平成26年8月19日	明日の小郡の農業を考える会:第3回 (課題の整理と解決のためのアイデア出し、将来像について持ち帰り検討)
平成26年9月5日	明日の小郡の農業を考える会:第4回 (農家視察と意見交換)
平成26年10月1日	明日の小郡の農業を考える会:第5回 (提言書の修正とりまとめ・提出)
平成26年11月28日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第3回 (明日の小郡の農業を考える会提言書の説明、諮問、計画素案の審議)
平成27年1月14日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第4回 (計画案の審議)
平成27年2月13日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第5回 (答申)

資料2 小都市食料・農業・農村基本条例

平成25年9月27日

条例第34号

小都市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、中央部の平坦地と、北東部の花立山から連なる台地及び北西部のなだらかな丘陵地からなっている。そのため営農条件に恵まれ、先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、豊かな農地をまもりながら、多種多様な農産物を生産してきた。

農業及び農村は、農産物を生産し、私たちの生命の源である食料を供給するばかりではなく、良好な景観の形成、水源のかん養、生態系の保全、洪水の防止等の多面的機能を有し、市民に健康で安全な生活環境を提供してきた。

しかしながら、近年の国際化や農産物の輸入自由化などの経済情勢、食の多様化や都市への一極集中などを背景として、農業従事者の減少や高齢化、食料の安全性への懸念など、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後の本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の域内での消費を促進することが必要である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の食料、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、農業者の意欲の向上を図るとともに、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深め、もって本市の農業及び農村の持続的発展並びに市民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

2 農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な農業生産及び魅力ある農村づくりに主体的に取り組む責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業に関わる全ての事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な利用と消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる施策を食料、農業及び農村の基本的な事項として各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ推進するものとする。

- (1) 消費者が安全で安心できる農産物を入手し、食及び農に対する信頼関係を築くため、消費者が求める産地情報の提供等の施策
- (2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に関する教育による健全な食生活への理解の促進並びに地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の発展と継承に必要な施策
- (3) 農業経営に意欲のある担い手とその後継者の育成及び確保に必要な施策並びに女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策
- (5) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策
- (6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入、産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営の確立並びに競争力のある産地の育成に必要な施策
- (7) 農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに消費者の連携の強化等による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策

- (8) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による地力の増進等に基づく環境にやさしい有機農業の推進並びに自然循環機能の維持増進に必要な施策
- (9) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に發揮させるための環境整備の推進に必要な施策
- (10) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による男女共同参画社会の確立に必要な施策

(基本計画の策定)

第8条 市長は、前条に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるよう十分に配慮するとともに、第11条に規定する小郡市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、食料、農業及び農村をとりまく情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、本市の食料、農業及び農村の状況並びに基本計画に基づく施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(推進体制)

第10条 市長は、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(審議会)

第11条 食料、農業及び農村に関する基本的事項並びに重要事項を調査審議するため、市に小郡市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する重要な事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

資料3 小都市食料・農業・農村政策審議会規則

平成25年10月10日
規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、小都市食料・農業・農村基本条例(平成25年小都市条例第34号)第11条第3項の規定に基づき設置する、小都市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員22人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 農業者
- (3) 農業団体が推薦する者
- (4) 消費者団体が推薦する者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選任する。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部農業振興課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月10日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

資料4 小郡市食料・農業・農村政策審議会委員名簿

No	役職名	氏名	所属団体名	職名	区分
1	会長	甲斐 諭	学校法人中村学園大学・ 中村学園大学短期大学部	学長	学識経験者
2	副会長	益永 文子	小郡市農業委員会	代表	各団体
3		平岡 よし子	学校法人平岡学園	学園長	学識経験者
4		田籠 久美子	小郡市健康を守る母の会	会長	各団体
5		柴田 しづ子	小郡市商工会	女性部長	
6		佐々木 勉	小郡市食と農推進協議会	代表	
7		西岡 美勝	小郡市認定農業者の会	会長	
8		深山 武文 (溝田 裕)	小郡市4Hクラブ	会長	
9		木下 紗子	おごおり女性協議会	代表	
10		岩橋 友美	小郡市一般公募委員		
11		草場 利勝	福岡県指導農業士		
12		西岡 利子	福岡県女性農村アドバイザー	代表	
13		能塚 広明	福岡県青年農業士		
14		福田 保孝	みい地区担い手営農組織連絡協議会	小郡地区代表	
15		井手 隆輝	みい農業協同組合	営農部長	
16		徳永 美恵子 (龍 真佐子)	福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター	地域振興課長	関係行政機関
17		松尾 博子	小郡市立大原小学校	栄養教諭	
18		速水 信也	小郡市	環境経済部長	

※()内は平成26年6月30日まで

[敬称略]

資料5 諒問書

26小農第1241号
平成26年11月28日

小都市食料・農業・農村政策審議会
会長 甲斐 諭 殿

小都市長 平 安 正 知



小都市食料・農業・農村基本計画について（諒問）

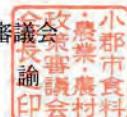
標記の計画について、小都市食料・農業・農村基本条例第8条第2項の規定に基づき、別添の小都市食料・農業・農村基本計画（素案）について、諒問いたします。

資料6 答申書

平成27年2月13日

小都市長 平安正知 殿

小都市食料・農業・農村政策審議会
会長 甲斐 諭



小都市食料・農業・農村基本計画について（答申）

平成26年11月28日付26小農第1241号において依頼のありました標記の件について、小都市食料・農業・農村基本条例第8条第2項の規定に基づき、本審議会に諮問されたので、5回にわたり慎重に調査・審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

本基本計画は、農業者をはじめとする市民の要望により制定された小都市食料・農業・農村基本条例に基づき制定される計画であります。市が実施した「市民アンケート調査」の結果や「明日の小郡の農業を考える会」の提言並びに「パブリックコメント」の意見及び本審議会における審議結果も集約・取りまとめたものであり、市民の意見や食料・農業に関する団体の意見も反映させたものです。

市は、本審議会の答申に基づいて基本計画を策定し、基本計画に基づく施策を効果的に推進されることを要望いたします。

資料7 明日の小郡の農業を考える会名簿

氏 名	所 属 団 体 等 名
田籠 利公	認定農業者（植木）法人代表
山下 瞳雄	認定農業者（集落営農・法人）副組合長
権藤 忠幸	認定農業者（野菜）・（集落営農・法人）組合長
中原 日登美	女性農村アドバイザー（直売所役員）
永利 侑次	認定農業者（野菜）法人代表
白木 秀弥	認定農業者（野菜）JAみい青年部
永利 司	認定農業者（花卉）JAみい青年部 部長
富崎 高志	小郡市商工会（副会長）
釘本 和子	おごおり女性連絡協議会（事務局長）
村橋 理恵	一般公募
立石 喜美子	栄養士
平岡 よし子	学校法人平岡学園（学園長） オブザーバー
井手 隆輝	J Aみい営農センター 営農部（部長） オブザーバー
徳永 美恵子	久留米普及指導センター 地域振興課（課長） オブザーバー

[敬称略]

資料8 用語集

【ア】

《アンテナショップ》

消費者の購買動向を探るための実験店舗。生産地や商品を不特定多数の消費者へPRする店舗の意味で使用されることもある。

【イ】

《遺伝子組換食品》

ある生物から有用な遺伝子を取り出し、他の生物の遺伝子に挿入することで開発された有機体、またはそれらを原材料として加工された食品。主に流通しているものは、遺伝子組換え大豆やトウモロコシなど。

【エ】

《営農》

農業を営むこと。

《エコファーマー》

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、認定を受けた農業者の愛称。

《援農》

農作業労働を手伝い、助けること。特に、消費者による生産状況の理解と農業の体験などのために、消費者が農作業を手伝うこと。

【カ】

《化学肥料》

化学的処理により製造される肥料。窒素・リン酸・カリウムの一種以上を水溶性の化合物として含む。硫酸アンモニウム・尿素・過リン酸石灰など。

《家畜排せつ物》

家畜（牛、豚、鶏など）の糞尿。

《家族経営協定》

農業経営に参画する者の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割や賃金、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いを実施し、立会人のもとで表明した協定。

《環境保全型農業》

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）。

《観光農園》

農業を営む者が、観光客等の第三者には場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観賞させて代金を得ている事業のこと。6次産業の範疇(ちゅう)に入る。

【キ】**《GAP》**

Good Agricultural Practice (農業生産工程管理) の略。農業生産活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

【ク】**《グリーン・ツーリズム》**

都市の住民が豊かな自然や地域資源を求めて農山村を訪れ、農村文化、農村資源、農村生活や農業体験、また農畜産物を通じて地域の人たちと交流を行い、「農村を楽しむ」休暇や余暇のこと。観光と連携しているところから6次産業の範疇(ちゅう)に入る。ヨーロッパ諸国では、既に国民の間にグリーン・ツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育んできた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。

【ケ】**《経営所得安定対策》**

平成17年に大綱が定められた対策で、担い手に対して施策を集中する「品目横断的経営安定対策」、米の生産調整に係る「米政策改革対策」、農業基盤の保全に係る「農地・水・環境保全向上対策」の3つの政策にかかる対策。

《経営耕地面積》

農業経営のために耕作して農作物をつくる土地、田畠として利用している土地の面積。
(例:耕地100m²を利用して、米作と麦作をする場合、経営耕地面積は200m²となる。)

【コ】**《耕作放棄地》**

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかつたが、今後数年間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

《国土利用計画》

国土利用計画法に基づき、限りある国土の利用について、公共の福祉や自然環境の保全等に配慮して、総合的かつ計画的な国土利用を定めた計画。

《米政策改革大綱》

水田農業経営の安定と発展を図ることを目的に平成14年に決定された大綱。米づくりの本来あるべき姿とそれに至る手順、期間、需給調整や流通制度の改革の方向などが示された。

【サ】

《産学官共同》

産業（農業、商業、工業）、学術（大学、研究機関）、行政（国県市）が、一つの目的のために力を合わせること。例えば、加工食品の開発などをいう。

《産地づくり交付金》

平成16年度から実施された米政策における助成措置（旧転作奨励金）で、全国一律の要件・単価を見直し、国が示すガイドラインの中で、地域独自の提案により活用し、米の生産調整、地域独自の作物振興を実施するための交付金。

《施設栽培》

ガラス室、ビニールハウスなどの構造物内で、環境を人為的に調節し、周年栽培や生産性を高めることを可能にする栽培方法。

【シ】

《JA》

農業協同組合（Japan Agricultural Cooperative）の愛称。

《自然循環機能》

稻わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、土壤の物理性が改善され生産力が増進、養分として再び作物に吸収、土壤中の微生物が多様化する働きがある。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有している。

《市民農園》

都市の住民がレクリエーション、自家消費用の野菜や花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

なお、市民農園整備促進法において、市民農園は、①「特定農地貸付法に基づき小面積の農地を非営利目的で短期間都市住民等に貸付けられる農地」、②「賃借権等の権利の設定は行わず、農作業の用に供される農地（農園利用方式）」、③「これらの農地に附帯して設置される農機具収納施設等を合わせていうこと」とされている。また、市民農園開設の認定を受けることにより、農地法の特例（転用許可不要）や都市計画法の特例（開発許可が可能）等といった措置の対象となる。

《周年出荷》

一年間を通して、出荷を行うこと。

《集落営農》

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行う営農活動
[1]転作田の団地化、[2]共同購入した機械の共同利用、[3]担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取り組み内容は多様である。

《集落営農組織》

集落営農を実施している活動組織のこと。その内容は、構成員が共同購入した機械・施設を使用する共同利用形態、構成員が協業で作業に従事し、集約計算された収益金から配当を実施す

る形態、構成員のうち特定の機械作業者（オペレーター）に作業を委託する形態など多様である。

《集落営農法人》

集落営農組織のうち、その活動を法人化（会社化）し、法人登記を行った営農組織のこと。組織構成員が賃金を受け取る形式なので、収入が安定することから後継者が集まりやすいとされ、地域農業の維持・発展の切り札と言われている。

《食育》

食育（Food education）とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

《食育基本法》

平成17年7月に食育基本法が施行され、「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資する」とされている。小都市においては、この法律に基づき平成24年8月に「小都市食育推進計画」を策定した。

《食の外部化》

女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況が生じている。また、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられている。こういった動向を総称して「食の外部化」という。

《食品表示制度》

食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上でなくてはならないものであり、一般消費者向けのすべての飲食料品について品質表示基準が定められている。

品質表示基準は、生鮮食品を対象とした生鮮食品品質表示基準と容器包装に入れられた加工食品を対象とした加工食品品質表示基準に大別され、生鮮食品であれば名称や原産地、加工食品であれば名称、原材料名、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法、製造者の氏名及び住所等を表示することが義務付けられている。

また、玄米や精米、水産物、遺伝子組換え食品などの品質表示基準や、個別の食品に適用される品質表示基準が設けられている。さらに、食餉の表示はJAS法による表示のほか、食品衛生法に基づく期限表示やアレルギー表示等、計量法に基づく内容量表示など、様々な法律で定められており、JAS法以外の法律で表示しなければならない項目もある。

《食料自給率》

国内の食料消費が、国内生産品でどの程度賄えているかを示す指標のこと。なお、「カロリーベースの総合食料自給率」とは、1人が1日で摂取する熱量（カロリー）のうち、国産のものがどのくらいあるかを示したもの。計算式は1人1日当たり国産供給熱量／1人1日当たり供給熱量となり、平成24年度は942kcal／2430kcal=39%となっている。

《食料・農業・農村基本計画》

食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、閣議決定により定める計画。食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情

勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。平成12年3月に初めて策定され、平成22年3月に見直しが行われた。

《食料・農業・農村基本法》

国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講すべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。

基本理念として[1]食料の安定供給の確保、[2]多面的機能の發揮、[3]農業の持続的な発展、[4]農村の振興を定めるとともに、この実現を図るため、食料・農業・農村基本計画を策定することや、食料・農業・農村のそれぞれの分野について講すべき施策を定めている。

《女性農村アドバイザー》

農業振興、農村の活性化に関する意見や情報の提供、女性農業者の社会的地位向上のために活動する指導的な女性農業者を県が任命する。

《新規就農者》

- 自営農業就農者：農家世帯員で、生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。
 - 雇用就農者：新たに農業法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）をいう。
 - 新規参入者：土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始したした者。
- 以上の合計をいう。

【ス】

《水源のかん養》

水資源の確保、洪水の防止、河川の保護等のために、雨水が田畠に保持される。農業の多面的な機能のひとつ。

《スローフード》

北イタリアで始まった現代人の食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守ること、質の良い素材を提供できる小規模生産者を守ること、消費者に味の教育を進めることにより、各地に残る食文化を尊重し、将来に伝えていく取り組み。

【セ】

《生態系の保全》

水田や畠が自然との調和を図りながら適切にかつ持続的に管理されることにより、植物や昆虫、動物等の豊かな生態系で構成された二次的な自然が形成・維持される。

《生物多様性》

遺伝子・生物種・生態系のレベルで多様な生物が共存していること。その経済的価値に加えて、多様性そのものに固有の価値があるとされる。農業の多面的な機能のひとつ。

《生物多様性の保全》

水田がかんがい用水路により河川と連結して、原生自然に比べてより多様な生物相を示すなど、生物多様性を保全する。

【タ】

《堆肥》

植物などを腐らせてつくった有機肥料。

《第6次産業》

農業、水産業は、産業分類では第一次産業に分類され、農畜産物、水産物の生産を行うものとされている。だが、六次産業は、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工費や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものである。ちなみに六次産業という名称は、農業本来の第一次産業だけでなく、他の第二次・第三次産業を取り込むことから、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になることをもじった造語である。

《多面的機能》

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

【チ】

《地域水田農業ビジョン》

米政策改革大綱で示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。

《地域固有の食文化》

地元の食材を使った伝統的な料理や調理方法及び食事マナーなどの地域固有の食文化。

《地産地消》

「地産地消」とは、「地域で生産されたものをその地域で消費すること」をいう。「地域」とは、具体的にここからここまでと明確に範囲を決めることは出来ないと考えられ、地産地消に取り組むそれぞれの人の思いに応じて、自分の集落の範囲であったり、市町村の範囲であったりする。

また、地産地消は、単に地域の食材を消費するだけでなく、「もの（食材）」をとおして「ひと（心）」がつながることが原点であり、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安全・安心・信頼、さらには、食を柱としたいきいきとしたむらづくり、まちづくりなど地域づくりへつながっていく。

《直売所》

農産物直売所とは、生産者（農家）自身が自ら販売営業する店舗のことで、その経営形態には、JA（農業協同組合）がメインになって活動している所（比較的規模が大きい）、生産者（農家）の方々が組合などの法人・団体を独自に作り経営している所、また近年では、主要道路沿いの休憩所として設置されている「道の駅」内に地域のお土産などを扱う店と併設されている所も

多く見られる。

《地力》

土壤の性質に由来する農地の生産力。

【テ】

《TPP》

環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP : Trans-Pacific Partnership、またはTrans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement) は、2006年5月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国加盟で発効した経済連携協定。加盟国間の経済制度、即ち、サービス、人の移動、基準認証などに於ける整合性を図り、貿易関税については例外品目を認めない形の関税撤廃をめざしている。環太平洋経済協定、環太平洋連携協定、環太平洋パートナーシップ協定とも呼ばれる。

2015年までに協定国間の貿易において、工業品、農業品、金融サービスなどをはじめとした全品目の関税を原則として完全撤廃することにより、貿易自由化の実現を目指すFTA（自由貿易協定）を包括するEPA（経済連携協定）である。

《定年帰農》

農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し、農業に従事することも含まれる。

《転作作物》

米の生産調整により、水田で栽培される主食用の水稻以外の作物。生産調整実施者で要件を満たした者に対しては、転作作物の栽培面積に応じ、産地づくり交付金の交付などが実施されている。

【ト】

《特別栽培農産物》

生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと）に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに生産の原則等が定められている。特別栽培農産物のうち、米の場合を特別栽培米という。

《土地利用型農業》

効率的な土地利用を前提とした、主に水田を中心とした米・麦・大豆・露地野菜などを栽培する農業経営のこと。

《鳥インフルエンザ》

人間のインフルエンザとは異なったウイルスで鳥類に伝染するインフルエンザ。特に強い病原性を示すものは「高病原性鳥インフルエンザ」という。国内では、2004年に約80年ぶりに発生した。現在のところ、鶏肉や卵を食べての感染報告はない。

《トレーサビリティ・システム（流通経路情報把握システム）》

食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。これにより、事故発生時の原因究明や食品回収、品質管理の向上

や効率化、消費者に伝える各種情報の充実等に資することが期待される。

【二】

《《担い手》》

「効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者」を「担い手」とする。即ち「担い手」を「農業の経営体」と位置づけている。

《《担い手への農地の利用集積》》

認定農業者などの農業の担い手に対し、農地の利用権や使用貸借権といった権利や農作業の委託を集積し、経営規模の拡大を支援すること。

《《認定農業者（制度）》》

効率的で安定的な魅力ある農業経営を目指す農業者が、5年後の経営目標に向かって作成した「農業経営改善計画」を市の基本構想に照らし合せて認定した経営体、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするもの。

【ノ】

《《農家民宿》》

農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。

《《農家レストラン》》

農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。

《《農業経営改善計画》》

概ね5年後を目指した「農業経営の拡大」、「生産方式の合理化」、「経営管理の合理化」、「農業従事の態様の改善」など大きく4つの目標と、その目標達成のための措置を、農業者自らが記載した計画書。この計画書の記載内容が、市町村の基本構想と照らして妥当であると認定された農業者が、「認定農業者」となる。

《《農業経営基盤強化促進基本構想（基本構想）》》

市町村が、都道府県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて策定する当該市町村の農政推進のための目標を取りまとめたもの。当該市町村における①育成すべき農業経営の目標とすべき所得水準等の基本的考え方、②営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、③こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容とする。

《《農業産出額》》

農産物の生産量に、農家の庭先取引き価格を乗じて求めた金額で、農業粗生産額とも呼ばれる。

《《農業施設用地》》

耕作又は養畜の業務のために必要な、畜舎、温室、農器具収納施設などの農業用施設で、農水省令で定める施設の用地として使用される土地。

《農業従事者》

15歳以上の世帯員のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業に従事した者。

《農業就業人口》

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者と農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の合計。

《農業集落》

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他生活面にまで及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。

《農業生産法人》

農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

《農業振興地域》

農業振興地域の中に、農用地区域と多用途区域（農用地区域外）がある。農用地区域は、向こう10年間の長期にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として指定された区域で、農業の近代化や公共投資の計画的推進など、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる地域。

《農業団体》

農業に關係する公的な事業を行う団体（JA、土地改良区等）。

《農業の自然循環機能》

稻わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、①「土壤の物理性が改善され生産力が増進する」、②「養分として再び作物に吸収される」、③「土壤中の微生物が多様化する」。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業の自然循環機能という。農業の持続的な発展には、自然循環機能の維持増進を図っていくことが重要なため、食料・農業・農村基本法において、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずることとされている。

《農地・水・環境保全向上対策》

品目横断的経営安定対策の導入に合わせ、平成19年度から実施されている。農業者と農業者以外の地域住民を含む地域の共同活動により、農道や農業用水等の資源や環境の保全を図る対策。

《農用地区域》

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める、農用地（田・畠・樹園地）として利用すべき土地の区域。

《農林業センサス》

我が国の農林業における生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握する

ことによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施される。FAO（国際連合食糧農業機関）が提唱した「1950年世界農業センサス要綱」に準拠した「1950年世界農業センサス」を昭和25年2月に実施し、これ以降10年ごとにFAOが策定する「世界農業センサス要綱」に基づいて「世界農業センサス」を、その中間年に我が国独自の「農業センサス」を行っている。

【八】

《バイオエタノール》

主にトウモロコシやサトウキビなどから製造されるエタノール。米国、ブラジルでの利用が多く、2カ国で世界のエタノール生産量の7割を占める。

《バイオマス》

再生可能な生物由来の有機性資源（化石資源を除く）を利用した産業資源のこと。家畜糞尿や飼料作物等を利用した研究が進められている。

《H A C C P》

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（H A）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（C C P）を継続的に監視・記録する工程管理システムのこと。

H Aは、Hazard Analysis（危害要因の分析）の略。C C Pは、Critical Control Point（重要管理点）の略。

1993年に、FAO／WHO合同食品規格委員会が、H A C C Pの具体的な原則と手順（7原則12手順）を示し、食品の安全性をより高めるシステムとして国際的に推奨している。

《販売農家》

経営耕地面積が30a以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと

【七】

《人・農地プラン》

農業が厳しい情に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスターplan）」を作成し、集落・地域における将来の農業の担い手を支援していくための計画づくり。

《肥料》

土壤をこやし、植物の生育に役立って增收をもたらす効果をもつ土壤・植物に施す物質。窒素・リン・カリウムは肥料の三要素と呼ばれる。

《品目横断的対策》

品目ごとに講じられていた経営安定対策を意欲と能力のある担い手（認定農業者や集落営農組織）に限定して支援する政策のこと。この政策の要件として、農地面積の規定があったことから作業の集団化や組織化が進んだ。

【フ】

《ファストフード》

ファストフードとは、短時間で調理、あるいは注文してからすぐ食べられる手軽な食品や食事のこと。

《ファーマーズマーケット》

ファーマーズマーケット (Farmer's Market) とは、主にその地域の生産者農家が複数軒集まって、自分の農場でつくった農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場である。本来ならば「生産者自らが店先で販売する」という形態をもってファーマーズマーケットと称されるべきであるが、ただ単に直売所に過ぎないものであるに関わらず、ファーマーズマーケットと銘打っている場合も見受けられる。

《複合経営》

農産物販売収入1位の部門の販売金額が、総販売金額の6割未満となっている、農産物の経営部門が複数ある経営のこと。

《福岡県減農薬・減化学肥料認証》

制度農薬の散布回数（成分回数）が県基準の半分以下、かつ化学肥料の使用量も県基準の半分以下で、農産物を生産することを認証する制度。生産者に対しては生産管理記録・ほ場確認及び残留農薬検査を実施し、認証農産物は、店頭モニタリングで表示状況の確認を行っている。該当農産物には、「福岡県認定農産物」のラベルが添付され、生産履歴を確認することができる。

《ブランド化（農産物のブランド化）》

特定の地域の農産物を識別し、他の地域のものと差別化することを意図した名称、言葉、シンボル、デザイン、又はその組み合わせ。その「名称」が、差別化を意味する記号として買い手によって認識され、また、その農産物が評価され、信頼され、購入したいと思ってはじめて意味を持つもの。ブランド化が目指されるのは、ブランド化が成功すると、競争優位性（価格の優位性、高いロイヤリティ、ブランド拡張力）を獲得できるため。（例）福岡の主なブランドとして、苺の「あまおう」や米の「夢つくし」「元気つくし」などがある。

《文化の伝承》

日本の年中行事や祭事の多くは、豊作を祈る祭事等に由来しており、このような行事や地域独自の祭り等の文化を、農業活動を通じて伝承する。

【ホ】

《ポジティブリスト制度》

平成15年度の食品衛生法の改正に伴い、平成18年5月29日から実施されている「残留農薬等に関する規制の強化」に係る制度。具体的には、全食品に残留農薬基準が設定されることで、全ての農薬等が規制の対象となり、基準（一定量）を超えた農薬が残留する食品（加工品含む）は、回収義務や販売の禁止、流通の規制などの強制処分が行われる。

《ほ場》

作物を栽培する農地のこと。

《ほ場整備》

小さな区画の農地を大きな区画に整理し、併せて用排水路や農道などを計画的に配置し、生産性を向上させるための整備。

【ミ】**《道の駅》**

道の駅は、特定交通安全施設等整備事業により、道路管理者の行う自動車駐車場（簡易パーキングエリア）の整備（直轄事業・補助事業）で、駐車場、トイレ、道路情報ターミナル等の道路施設であり、安心して自由に立ち寄れ、利用できる快適な休憩のための施設である。

また、人々の価値観の多様化により、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスを提供する施設へと変化してきている。

さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されている。こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設として「道の駅」がある。

【ユ】**《有害鳥獣》**

鳥獣保護法の中で、農林水産物への被害や生活環境の悪化をもたらすとされている動物。代表的なものは、イノシシ、カラスなど。

《有機物資源》

家畜糞尿、食品残渣（生ゴミ）、剪定枝等の生物由来の有機化合物で農業生産に役立つ要素

《有機農業》

農薬や化学肥料を使用しない、または使用量を減らして安全な食料生産をめざす農法や農業

《有機JAS認証制度》

有機JAS認証制度とは、農林水産大臣に登録した第三者機関（登録認定機関）が、有機農産物等の生産行程管理者（農家や農業生産法人等）や製造業者を認定し、認定を受けた者が、有機農産物や有機加工食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを格付けし、その結果、適合していると判断されたものに有機JASマークを付し、「有機」の表示ができる制度。

《遊休農地》

耕作に利用されていない農地。耕作放棄地と異なり米の生産調整により、一時的に耕作しない土地も含まれる。

《優良農地》

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

【リ】

『良好な景観の形成』

農業の営みを通じ、農地と農家の家屋、その周辺の水辺や里山等が一体となった良好な農村の景観を形成する。

【ロ】

『露地栽培』

生育期間のほとんどが、被覆資材等を使用せずに、自然環境下の地面で栽培を行う栽培方法